

松江市  
屋外広告物関係事務の手引  
【質疑応答集】

※この「質疑応答集」は、過去の判断例を参考までに掲載したものです。実際の許可にあたっては、具体的な状況により、必ずしもこの判断例と同じになるとは限りません。  
また、新しい事例などにより、随時改定します。

令和4年4月1日現在

## 質疑内容一覧

### ○屋外広告物の定義について … P1～P4

〔問1〕「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどのようなことか。

〔問2〕1日数時間継続して表示・掲出される広告物はどのように扱うのか。

〔問3〕「屋外で」表示されるとはどのようなことか。

〔問4〕屋内のガラス面の内側に表示面を屋外に向けて表示した広告物は屋外広告物といえるか。

〔問5〕「公衆に」とはどのようなことか。

〔問6〕鉄道用地の外側に直近した鉄道会社所有の土地から、ホーム方向に正対して看板を立てたいが、裏面に表示しないものとして、この広告物は屋外広告物か。

〔問7〕レーザー光線を使用した宣伝は屋外広告物か。

〔問8〕賃貸ビルを退去するため、屋外広告物を白地にした。これは、除却したことになるのか。

〔問9〕建築物に添架して設置される電光ニュース板は、宣伝を全く行わないとしても屋外広告物として扱うのか。

〔問10〕建物の屋上に像を模したモニュメントを設置する場合、この像は屋外広告物に該当するか。建物の使用目的はホテルで、像に文字等は一切入らない。

〔問11〕自己の営業所の建物の壁面に絵や写真を表示したいが屋外広告物に該当するか。

〔問12〕建物の壁面を美しく見せるため、あるいは芸術家が自宅の壁面に芸術活動として絵画を描く場合等は、屋外広告物として規制されるか。

〔問13〕近年の広告形態の多様化に伴い、広告物とも建物の一部とも考えられるものが多数作られている。例えば下図のように店舗の上に大きな三角形の塔状のものが立っており、この塔状部分は店舗外壁と同一材料仕上げだが、厚さは1mでデザイン以外の機能はない。この場合、条例上規制の対象になるのは次のどちらか。

A 三角形の塔状部分全体

B 塔状の「バーゲン中」「〇スポーツ」の部分のみ

(立体図)

### ○禁止地域・禁止物件について … P6～P8

〔問15〕高速道路から展望できる両側500メートルの区域を禁止地域に指定しているのはなぜか。

〔問16〕「高速道路から展望できる」とはどのようなことか。

〔問17〕「高速道路から展望できる両側500メートル」を計測する際の基準はどこか。

〔問18〕風力発電用の大型風車は禁止物件に該当するか。

### ○屋外広告物の種類について … P8～P15

〔問19〕一時的、仮設的な広告物とはどのようなものを考えているか。

〔問20〕ガソリンスタンドで「セルフ」という表示がなされているが、法令に基づくものか。

〔問21〕自己名義、友人名義、親戚名義の敷地に意見広告を記載したけんすい幕を設置したい。このけんすい幕は、自家用広告物かそれとも非自家用広告物か。

〔問22〕具体的にどのような観点から自家用、非自家用を判断するのか。

〔問23〕自家用広告物の例はどのようなものがあるか。

〔問 24〕 許可地域において、自家用広告物が 10 m<sup>2</sup>を越えた場合、10 m<sup>2</sup>を超えた部分についてのみ申請すればよいか。

〔問 25〕 管理用広告物とは具体的にどのようなものか。

〔問 26〕 不動産会社が管理している建物等の敷地内に管理に全く関係がない内容など、管理目的以外で屋外広告物を表示する場合は？

〔問 27〕 許可地域内の同一土地内に、内容的には管理用広告物に該当する 9 m<sup>2</sup>と 2 m<sup>2</sup>の屋外広告物を計画した場合、合計で 10 m<sup>2</sup>を超えてしまう。

この場合、どちらか一方は管理用広告物とし、もう一方は管理用広告物ではないものとして扱うのか。

〔問 28〕 「ようこそ〇〇地区へ」など地区を紹介する内容を記載した自治会又は住民団体等所有（会長名義、構成員名義、構成員の共有等その所有形態は問わない）の広告物を設置したい。このような広告物は、自家用広告物かそれとも非自家用広告物か。

〔問 29〕 指定管理者が管理している公の施設について表示している（しようとする）屋外広告物は、地方自治体が表示した（する）広告物として扱うのか。

## ○許可申請について … P16～19, P28

〔問 30〕 変更許可を受ける必要があるのはどのような場合か。また、軽微な変更と判断されるのはどのような場合か。

〔問 31〕 申請にあたって広告物にどのような文字を記入するかを申請者が記載する必要はあるか。

〔問 34〕 屋外に、はり紙を頻繁に貼りかえることを前提とした掲示板を設置したいが、掲示板とはり紙の両方とも屋外広告物の設置許可を受ける必要があるか。

## ○許可基準について … P5, P19～P27

〔問 14〕 異なる 2 つの地域に跨った敷地、建物に表示等された広告物はどのように扱うのか。

〔問 32〕 表示面積の算定はどのように行うのか。

〔問 33〕 一つの敷地、建物を複数の店舗が利用している場合、自家用広告物をどのように取り扱うのか。

## ○「はり札」関係 … P28

〔問 35〕 「壁面に直接表示する広告物」と「はり札」との違いはなにか。

## ○「置看板」関係 … P29

〔問 36〕 下図のような置看板について、どの部分を足とするのか。

〔問 37〕 下図のような場合、車輪を足として扱うのか。また矢印部分も面積に含むか。

## ○「野立広告物」関係

### ・案内用広告物関係 … P30

〔問 38〕 記載の許されている「名称」には、企業のロゴは含まれるのか。

〔問 39〕 集合広告物の表示できる面積は

〔問 40〕 記載の許されている「距離」の書き方はどのようなものか。

〔問 41〕 道標を貸看板として設置していたが、クライアントの都合により解約となった。新たなクライアントの募集中の間、道標の扱いはどうなるのか。

## ・案内図番等関係 … P31

〔問 42〕案内図板等はどういったものか。

〔問 43〕「県内主要観光地」は具体的にはどこか。

〔問 44〕案内図板等の面積の考え方は？

〔問 45〕「けばけばしい色彩でない」とはどういう色彩か。

## ・その他野立広告物関係 … P32～P41

〔問 46〕下図のような形態の広告物は壁面直接表示広告物か野立広告物か（自動車販売店、中古車販売店でよく見られる）。

〔問 47〕下図のような形態の広告物はどの種類の広告物にあたるのか。

（支柱の足の先に重石となるコンクリートブロック等があることにより、その重さで自立しているもの）

〔問 48〕非自家用野立広告物の相互間距離 100m の計測の考え方は。

〔問 49〕無許可の非自家用野立広告物が 100m 以内にあるために相互間距離の基準に抵触している許可申請がなされた場合の対応はどうするのか。

〔問 50〕非自家用野立広告物の表示位置については、「国道及び鉄道（以下「国道等」という。）からの距離 100 メートル以上。ただし、地形等の理由により 100 メートル以上離すことが困難な場合にあつては、国道等から可能な限り離すことをもって足りる。」という基準がある。

(1) 国道等から 100 メートル以上離すこととした理由は何か。

(2) 「地形等の理由により 100 メートル以上離すことが困難な場合」とはどのような場合が該当するのか。

〔問 51〕非自家用野立広告物と自家用野立広告物が一体となった広告物について基準の適用はどのように行うのか。

〔問 52〕例えば道路を挟んでいるために複数の敷地を持っている店舗形態で、両方の敷地に自家用野立広告物を出す場合は、相互間距離をどのように考えるか。

〔問 53〕野立広告物に幕を取り付けた場合、基準をどう適用すべきか。野立広告物と広告幕それぞれの基準を適用すればよいか。

〔問 54〕野立広告物に立看板をくくり付けることは問題ないのか。

〔問 55〕支柱によるガイドレール装置に広告幕を取り付けた場合、基準をどう適用すべきか。広告幕の基準を適用すればよいか。

〔問 56〕既に自家用野立広告物が設置されている敷地に、非自家用野立広告物を設置する場合、相互間距離についてどう考えるのか。

〔問 57〕1 基の自家用野立広告物（広告塔）に敷地を共同利用する 2 店舗がそれぞれ自家用広告物を表示する場合、それぞれに 30 m<sup>2</sup> 以内（合計 60 m<sup>2</sup> 以内）を表示できるか、それとも 2 店舗合計で 30 m<sup>2</sup> 以内とするのか。

〔問 58〕2 店舗が 1 基の自家用野立広告物を共同で設置し、さらに同一敷地内で 100m 離れていない箇所にもう一方の店舗が単独で 1 基の自家用野立広告物を設置する場合の面積算定はどうするのか。

〔問 59〕自家用野立広告物の相互間距離と面積の考え方について、下図のような場合、どのように取り扱うのか。

〔問 60〕複数の非自家用野立広告物が近接していて許可できるのはどういう場合か。

〔問 61〕塀の上に乗っている広告板は何広告物に該当するのか。

## ○「建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物」関係 … P42～P45

〔問 62〕 屋上広告物については、広告物の高さが設置される建築物の高さの  $\frac{2}{3}$  以内とされている。図 1 の場合における「建築物の高さ」とはどこを指すか。

〔問 63〕 屋根を突き抜けた形の広告物は屋上広告物か、野立広告物か。

〔問 64〕 庇の上の広告物は何広告物に該当するのか。

〔問 65〕 広告物を表示するために、図 1 のように部分的あるいは必要以上にパラペット（胸壁）を立ち上げるものは、屋上広告物か、壁面直接表示広告物か。

また、図 2 のように屋上広告物か壁面直接表示広告物か紛らわしい広告物をどう判断するのか。

〔問 66〕 屋上広告物の基準「主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が 1 以下」とされている。図ではどの面を指すのか。

## ○「建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物」関係 … P45～P50

〔問 67〕 壁面に直接表示する広告物とはどんなものか。

〔問 68〕 直接塗装は広告「物」といえるか。

〔問 69〕 一つの壁面に自家用と非自家用の壁面直接表示広告物が混在している場合、あわせて  $20 \text{ m}^2$  以内とするのか。

〔問 70〕 下図のような場合、建物の壁面に直接表示する壁面広告物か、屋上広告物か。

〔問 71〕 下図のような場合、塀に直接表示する壁面広告物か。

〔問 72〕 建物の壁面直接表示広告物のように見える野立広告物は、どのように考えるのか。

〔問 73〕 壁面直接表示広告物で、広告物の下地部分の色彩が他の壁面と異なるものは、その下地部分も含めて面積算定してよいか。

〔問 74〕 下図のような曲面上の壁面直接表示広告物の表示面積の算定はどのように行うのか。（各壁面は  $500 \text{ m}^2$  未満とする。）

〔問 75〕 建築物の壁面からはみ出す壁面直接表示広告物はどのように扱うのか。

## ○「建築物の壁面に表示する広告物又は設置する掲出物件」（壁面掲出広告物） 関係 … P50～P52

〔問 76〕 壁面掲出広告物は屋根の高さよりも高く設置することが可能か。

〔問 77〕 壁面掲出広告物については、建築物の上端から突き出さないこと。としている。図 1 の場合における「建築物の上端」とはどこを指すか。

〔問 78〕 壁面掲出広告物の「1 壁面あたり  $20 \text{ m}^2$  以内」は、どの面に対して  $20 \text{ m}^2$  以内なのか。

〔問 79〕 暖簾（のれん）は広告幕に該当するか。

## ○旗及びのぼり … P52

〔問 80〕 建物の外壁等から突き出した支柱を利用し、旗を吊り下げのような形での広告物があるが、旗及びのぼりに該当するか。

## ○総量規制について … P53～P55

〔問 81〕 総量規制とはどのようなものか。

〔問 82〕 下記平面図のような建築物について、壁面直接表示広告物の表示面積をどのように算定するのか。

## ○その他 … P55～P57

〔問 83〕 けばけばしい色彩が1表示面の1/2以下とはどういうことか。

〔問 84〕 展望保全区域内に事業所があり、広告物を表示したいが、全部の広告物について、けばけばしい色彩が1表示面の1/2以下にしないとイケないのか。

〔問 85〕 展望保全区域内に事業所があり、展望地から屋上広告物の一部が見える。その場合、全部の面についてけばけばしい色彩が1表示面の1/2以下にしないとイケないのか。

〔問 86〕 どのような敷地が眺望空間保全区域の対象となるのか

〔問 87〕 どのような敷地が水辺景観保全区域の対象となるのか

〔問 88〕 「著しく」とはどういうことか。

〔問 89〕 管理者には資格が必要か。また、どのようなことが求められているか。

〔問 90〕 屋外広告物の許可申請を行い、許可を受けたが、設置前に都合により設置を中止した場合、どのような手続きをすべきか。

〔問 91〕 なぜ設置者等がした手続等を、新たな設置者がしたものとみなすのか。



**〔問1〕「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどのようなことか。**

〔答〕 「常時又は一定期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、散布されるビラやチラシの類は屋外広告物には該当しない。これらは、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになる。

また、4～5日程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱う。

**〔問2〕1日数時間継続して表示・掲出される広告物はどう取り扱うのか。**

〔答〕 一定期間、一日のうち数時間掲出、撤去を繰り返すものであっても、「一定の期間継続して」いるということになり、屋外広告物に該当する。

**〔問3〕「屋外で」表示されるとはどのようなことか。**

〔答〕 「屋外で」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、屋外広告物には該当しない。

**〔問4〕屋内のガラス面の内側に表示面を屋外に向けて表示した広告物は屋外広告物といえるか。**

〔答〕 原則として屋内にある場合は屋外広告物ではない。ただし、建物の外側から出し入れするものであるなど、建築物の外側に附属して設けられたものであるならば、屋外広告物に該当する。

**〔問5〕「公衆に」とはどのようなことか。**

〔答〕 公衆に表示されるとは、一定の観念、イメージ等を伝達することであり、絵画であっても、デザインであっても、人に対して表示されておれば、「公衆に表示される」ということになる。「公衆に」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断する。例えば、野球場内や駅構内に表示される広告物は、その建物の管理権を有する者の管理下にあり、もはや「公衆」に対して表示されているとはいえず、屋外広告物には該当しない。

**〔問6〕鉄道用地の外側に直近した鉄道会社所有の土地から、ホーム方向に正対して看板を立てたいが、裏面に表示しないものとして、この広告物は屋外広告物か。**

〔答〕 鉄道敷地外から鉄道に向けて表示される広告物は、たとえ、裏面に表示しないとしても屋外広告物である。

**〔問7〕レーザー光線を使用した宣伝は屋外広告物か。**

〔答〕 有体物に投影しない単なる光は定着性がないので屋外広告物ではないが、建物の壁面等に投影され、なんらかの観念やイメージ等を伝達するものは、時間的には夜間に限られる場合を含めて屋外広告物である。

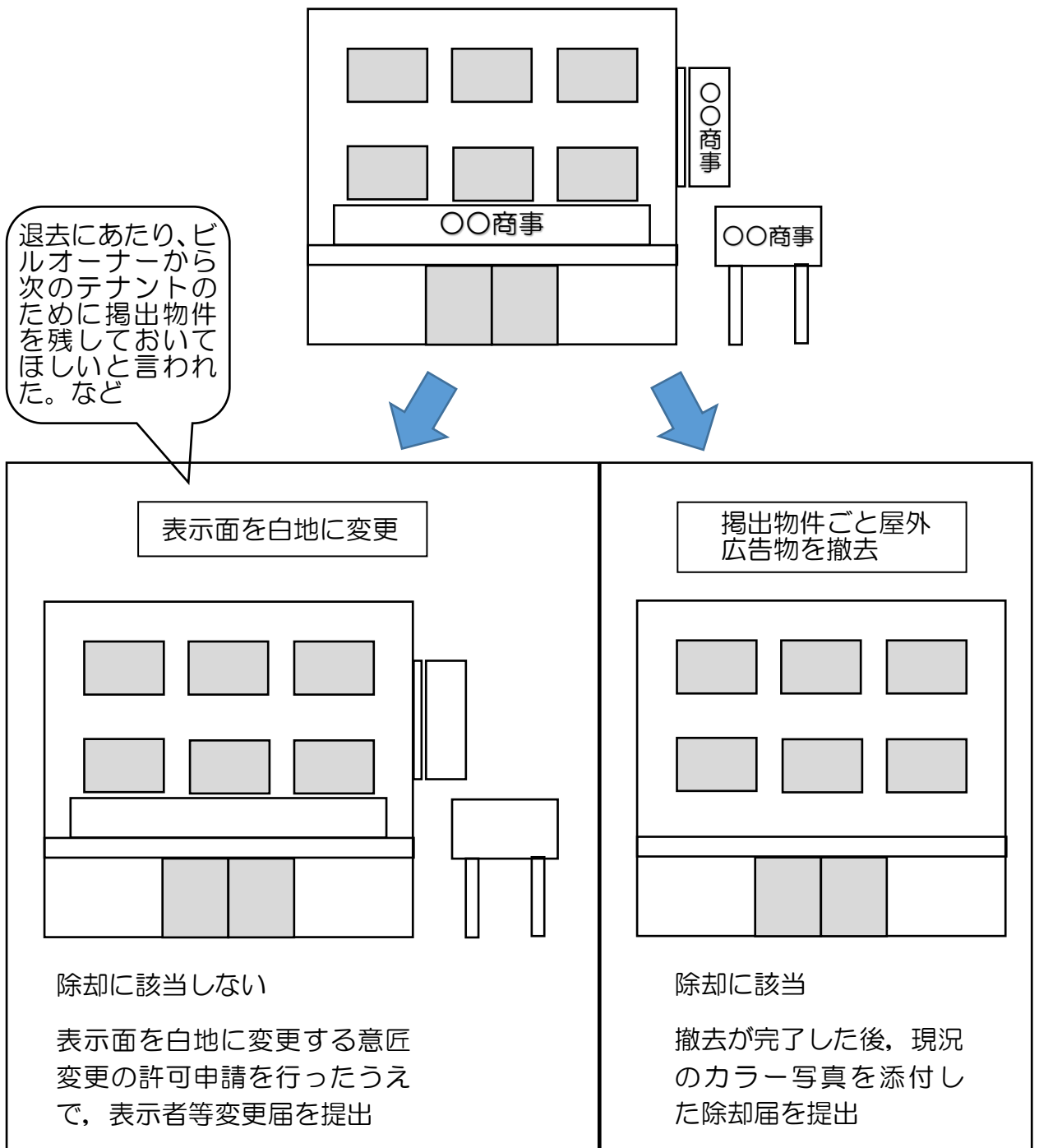
広告物の種類としては、特殊装置広告物に該当する。

**〔問8〕 賃貸ビルを退去するため、屋外広告物を白地にした。これは、除却したことになるのか。**

〔答〕 設置者は、屋外広告物の表示をやめる場合は、屋外広告物及びその掲出物件を除却しなければならない。下図左のように掲出物件が残っている状態では除却したことにはならない。

また、貸看板を白板等にした場合も同様に取り扱う。

なお、賃貸ビル等で、オーナーの意向で掲出物件を残す場合には、当該掲出物件に対する権利及び責任の所在を明らかにするため、オーナーによる屋外広告物設置者等変更届を提出する必要がある。この場合、許可期間満了後も引き続き掲出物件を残す場合は、オーナーが更新申請して許可を受ける必要がある。





〔問 9〕 建築物に添架して設置される電光ニュース板は、宣伝を全く行わないとしても屋外広告物として扱うのか。

〔答〕 屋外広告物である。

〔問 10〕 建物の屋上に像を模したモニュメントを設置する場合、この像は屋外広告物に該当するか。建物の使用目的はホテルで、像に文字等は一切入らない。

〔答〕 一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として、「公衆に表示」されたものであれば、営利・非営利を問わず屋外広告物である。質問の像が屋外広告物にあたるか否かは、その要件に照らし合わせて個別具体的に判断することになるが、設置場所がホテルの屋上であり、その像の設置目的が客観的に見てそのホテルの所在地を目立たせるためのシンボルと考えられるのであれば屋外広告物に当たる可能性が高い。

〔問 11〕 自己の営業所の建物の壁面に絵や写真を表示したいが屋外広告物に該当するか。

〔答〕 絵や写真も一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として「公衆に表示」されたものであれば、営利・非営利を問わず屋外広告物であり、屋外広告物の対象としている。

また、お店の窓ガラスに目隠しが目的で、絵や写真が印刷されたフィルムシートを貼っているが、これについても屋外広告物に該当する。

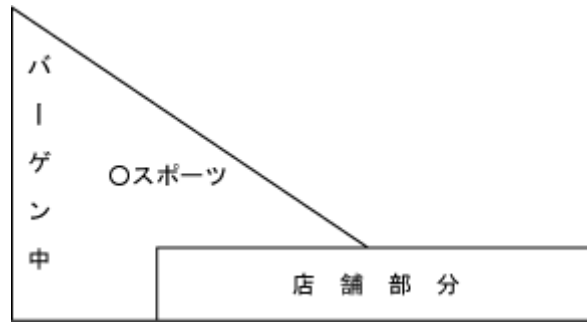
なお、工事現場の仮囲いについては、「空、動物、植物、風景その他周囲の景観を描写した絵又は被写体とした写真」の場合は屋外広告物ではないものとして取り扱っている。完成パース等はこれらに含めず、屋外広告物として取り扱う。

〔問 12〕 建物の壁面を美しく見せるため、あるいは芸術家が自宅の壁面に芸術活動として絵画を描く場合等は、屋外広告物として規制されるか。

〔答〕 一定の観念、イメージ等の伝達を目的としていけば、屋外広告物である。この場合において、是正指導する場合には、条例の目的（良好な景観の形成、風致の維持）と憲法の「表現の自由」の兼ね合いを考慮して、慎重に対応する。

〔問 13〕 近年の広告形態の多様化に伴い、広告物とも建物の一部とも考えられるものが多数作られている。例えば下図のように店舗の上に大きな三角形の塔状のものが立っており、この塔状部分は店舗外壁と同一材料仕上げだが、厚さは1mでデザイン以外の機能はない。この場合、条例上規制の対象になるのは次のどちらか。

- A 三角形の塔状部分全体
- B 塔状の「バーゲン中」「〇スポーツ」の部分のみ  
(立体図)



(平面図)



〔答〕 広告物を掲出する以外に用途がない物件は「広告物を掲出する物件」であり、Aと判断している。

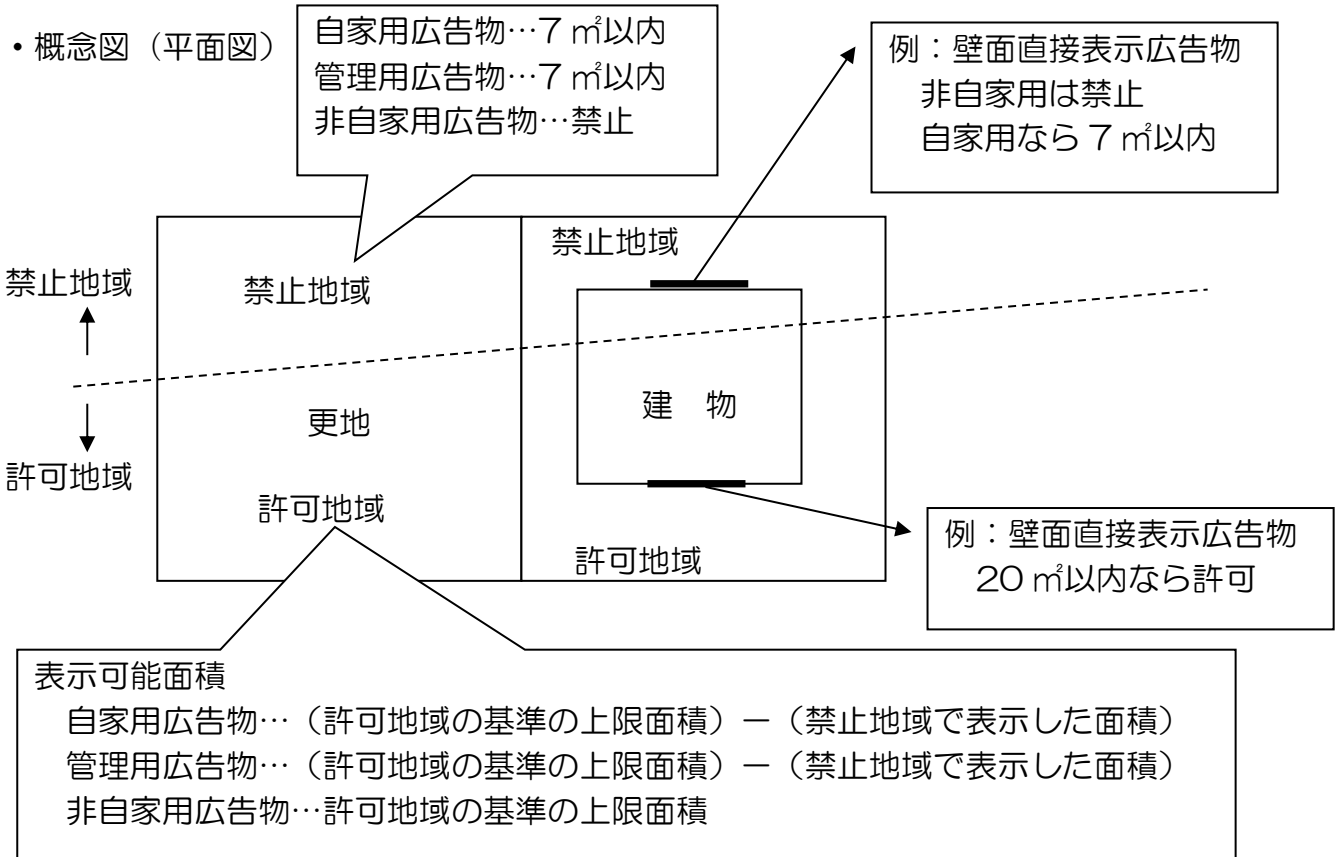
このように判断が難しい事例については、個別具体的に広告物の範囲（面積）、種類を判断していく。

なお、この塔状部分を広告物と判断した場合、基準に不適のため表示不可になる。（壁面を縦方向も横方向も突き出している広告物に該当し、屋上広告物、壁面掲出広告物の両方の基準とも満たしておらず不許可）

**〔問 14〕異なる2つの地域に跨った敷地、建物に表示等された広告物はどのように扱うのか。**

〔答〕 表示が厳しい方の地域をA地域、表示が緩い方をB地域とすると、  
表示位置がA地域に一部でも入っている広告物は、A地域の規制を適用し、完全にB地域内で留まっている広告物は許可地域の規制を適用する。  
なお、敷地又は建物に係る表示総量はB地域の基準が上限である。

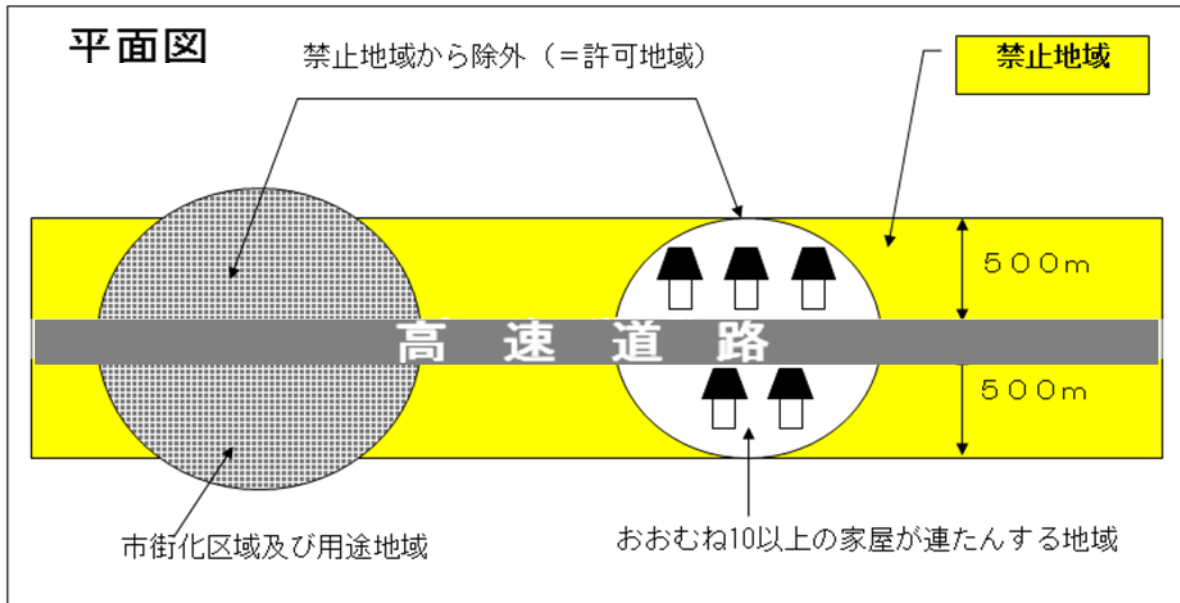
(例 A地域：禁止地域、B地域：許可地域)



**〔問 15〕 高速道路から展望できる両側 500 メートルの区域を禁止地域に指定しているのはなぜか。**

〔答〕 美しい自然に恵まれた本県において、主要な視点場である高速道路から展望できる良好な自然景観（山岳、海浜、湖沼、河川、樹林等）は、保全していく価値を有する景観であることから、禁止地域に指定している。

ただし、高速道路から展望できることだけをもって市街地の広告物を禁止するのは、民間の営業活動に過度な規制であるため、市街化区域等については規制を緩和している。

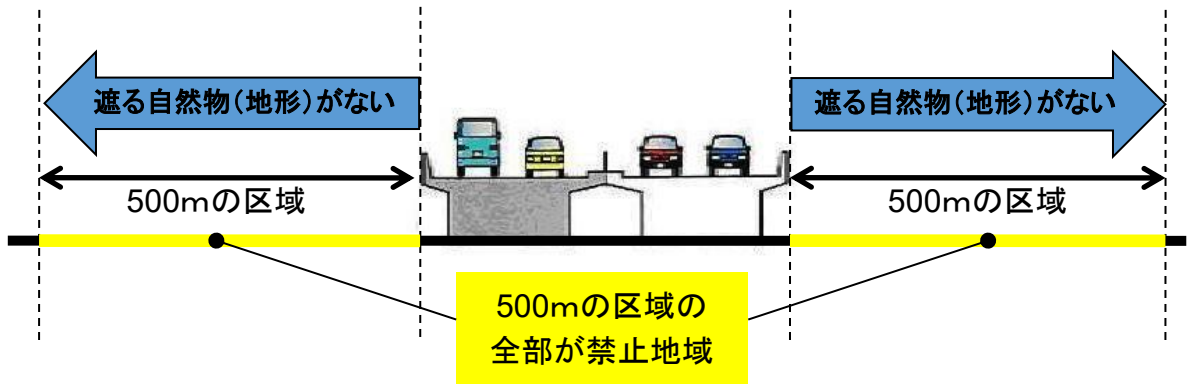


**〔問 16〕 「高速道路から展望できる」とはどういうことか。**

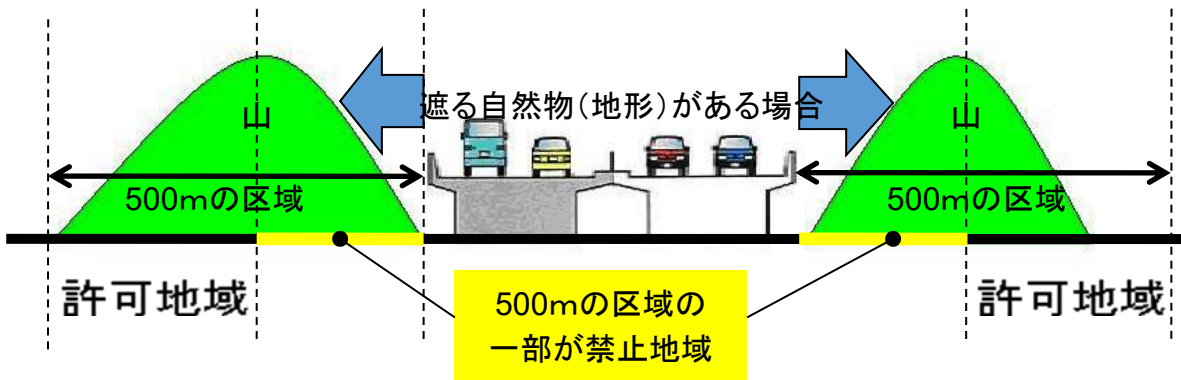
〔答〕 「視線を遮る自然物がない」という意味であり（例 1）、山岳等自然の立地条件により広告物を設置しようとする地域が展望できない場合は、その地域を禁止地域に含まない（例 2）。なお、「視線を遮るもの」として扱うのは、自然物（山岳等）に限り、人工構造物は含まない。よって、人工構造物である遮音壁や防音壁はそこにはないものとして、広告物が展望できるかどうか判断する。

実務上は、広告物を設置しようとする場所から、（設置しようとする場所と高速道路の間に人工構造物がないものとして）高速道路の構造物が見えるかどうかで判断して差し支えない。

例 1（横断図）



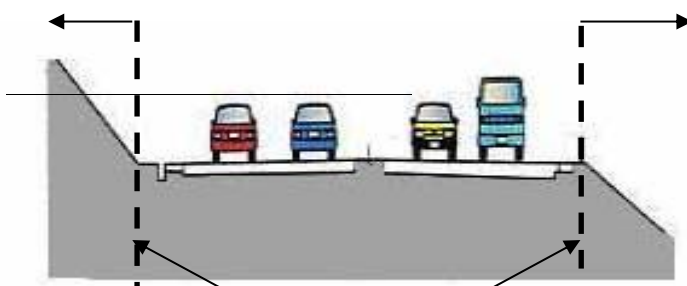
例 2 (横断図)



【問 17】「高速道路から展望できる両側 500 メートル」を計測する際の基準はどこか。

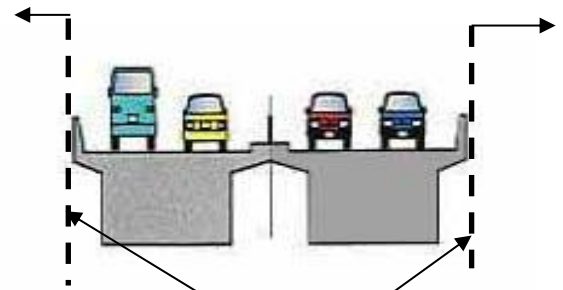
〔答〕 一般的には路端から計測する。また、高速道路の出入り口（インターチェンジやランプ）は、自動車専用道路の終点部までを高速道路とし、終点部から展望できる 500 メートルまでを禁止地域とする。具体的には以下の例のとおり。

例 1 土工部



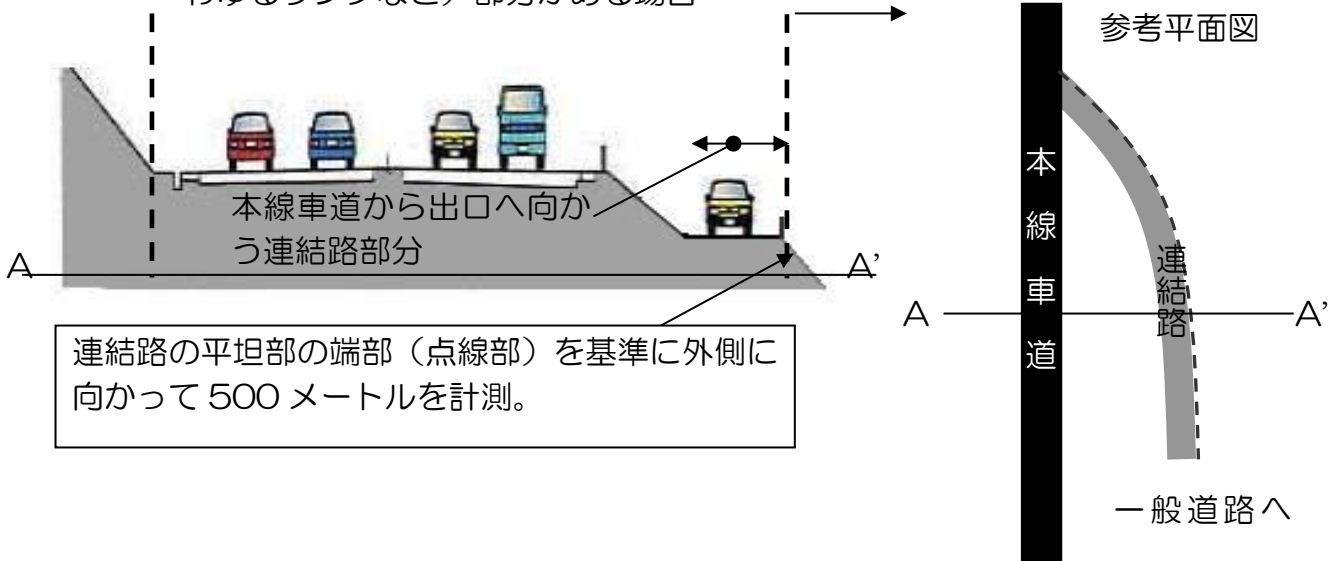
平坦部の端部（点線部）を基準に外側に向かって 500 メートルを計測。

例 2 橋梁部



高速道路の構造物の端部（点線部）から外側に向かって 500 メートルを計測。

例3 インターチェンジ付近で、高速道路と一般道路を接続するための連結路(いわゆるランプなど)部分がある場合



〔問18〕 風力発電用の大型風車は禁止物件に該当するか。

〔答〕 該当しない(送電塔ではない)。

〔問19〕 一時的、仮設的な広告物とはどのようなものを考えているか。

〔答〕 冠婚葬祭、祭礼、演説会、演芸会、競技会、展覧会、講演会等のため掲出するもので開催日の2週間前からその開催期間の末日までのものである。

例えば、4月1日(水)に講演会が開催されるのであれば、3月18日(水)から掲出できる。

〔問20〕 ガソリンスタンドで「セルフ」という表示がなされているが、法令に基づくものか。

〔答〕 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第28条の2の5第1号で表示を義務付けられている。

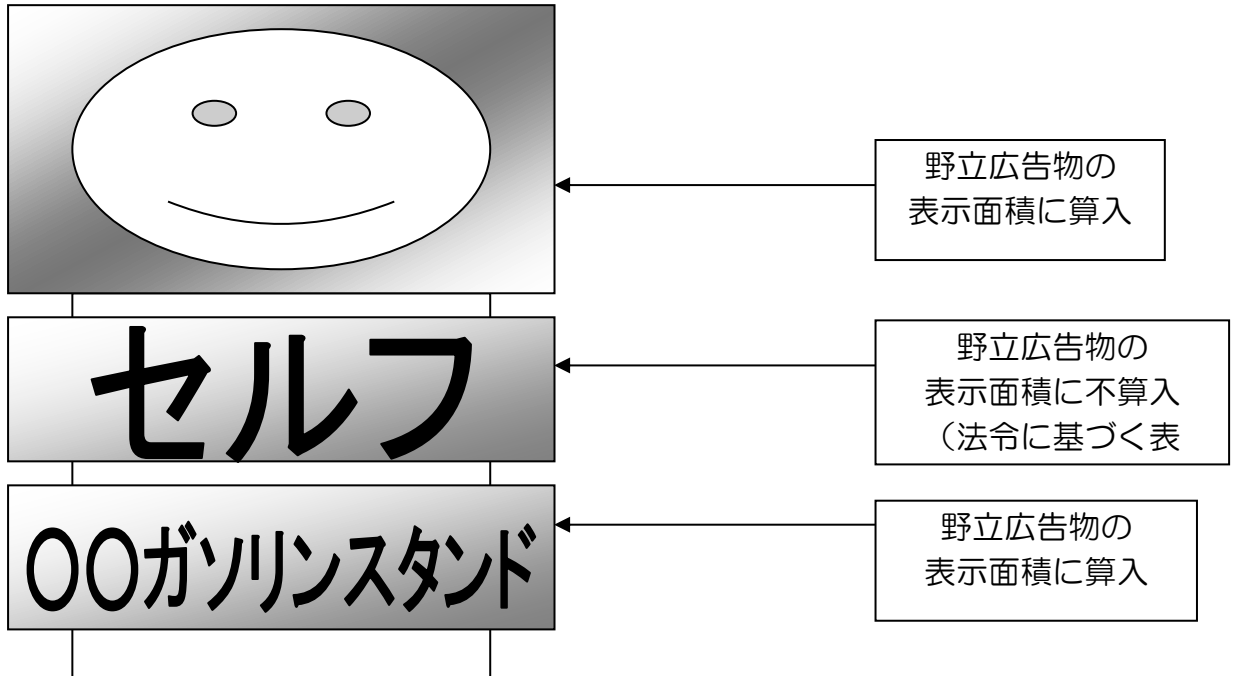
なお、法令に基づき表示する広告物は、許可申請の対象となる表示面積に算入しない。ただし、良好な景観を形成するため、個別基準を満たしたうえで必要最小限度の面積により表示するものとする。必要最小限度を超えるものや、その他の広告物と混在しているときは法令に基づき表示する広告物とは扱わない。(次の算定例のとおり)



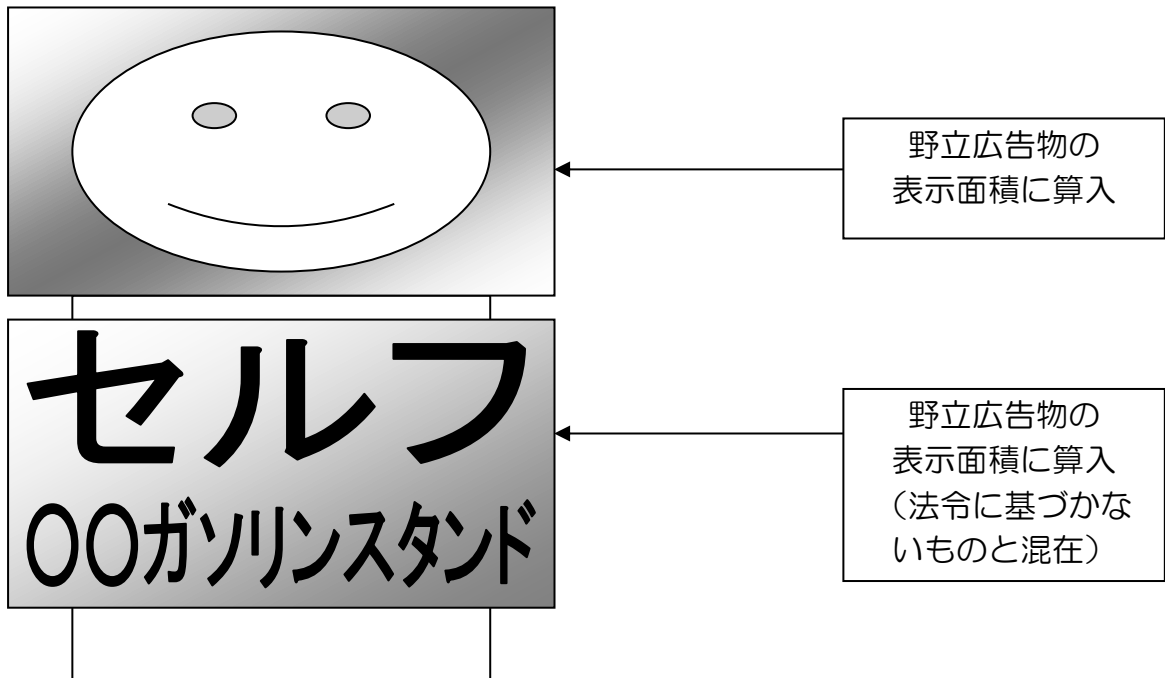
○表示面積の算定例

1 自家用野立広告物の場合

①法令に基づく表示が独立している場合

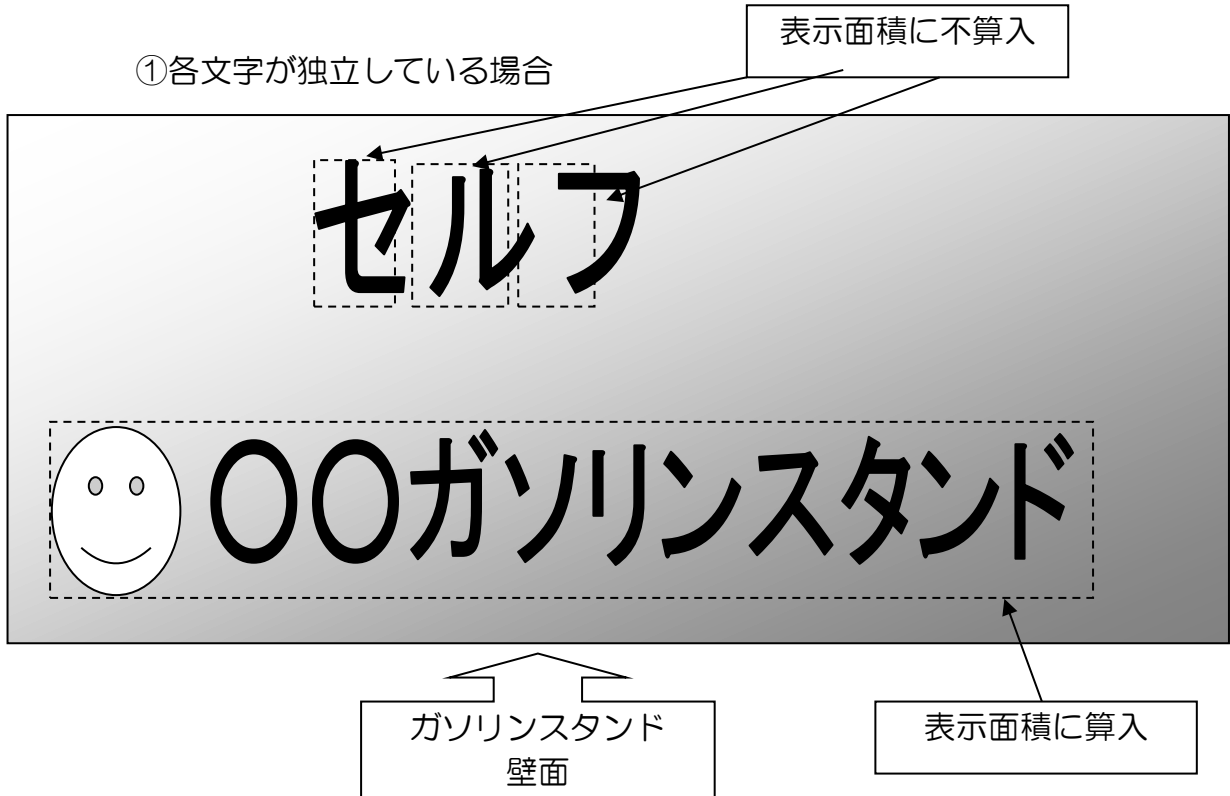


②法令に基づく表示が他の広告物と混在している場合

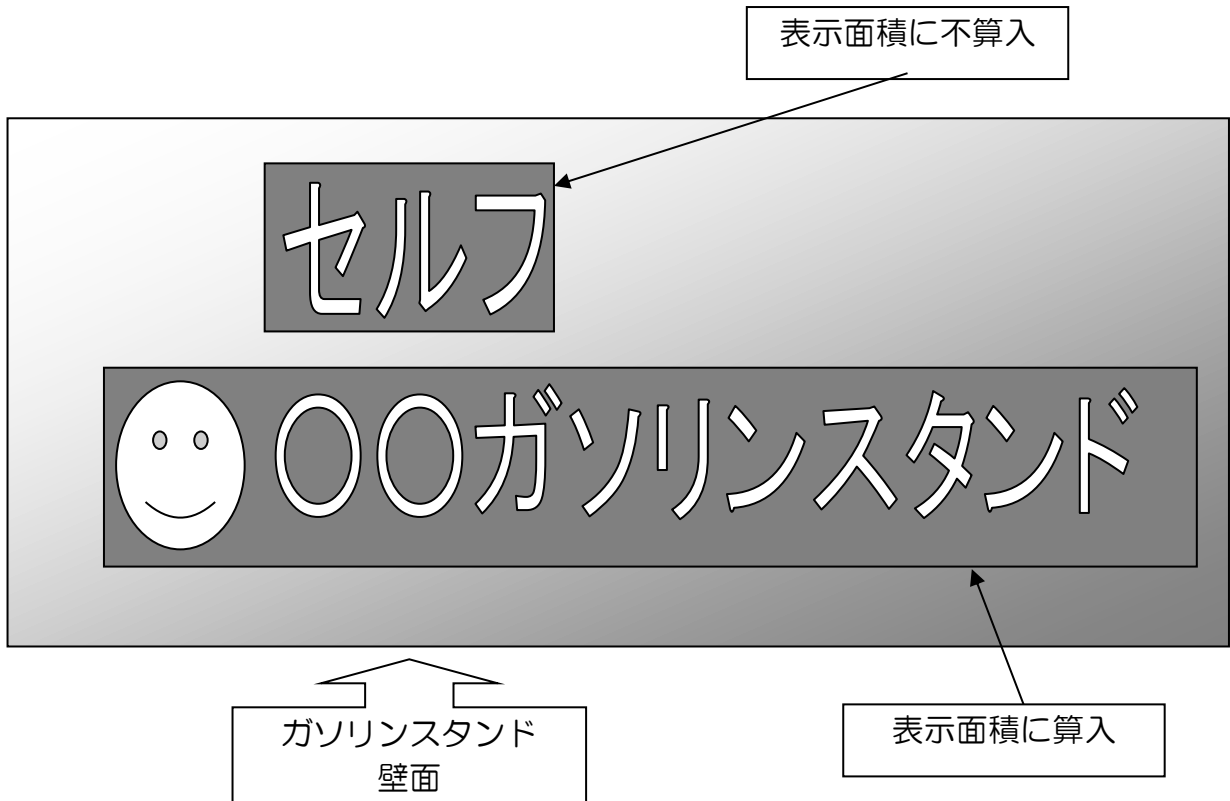


2 壁面直接表示広告物の場合

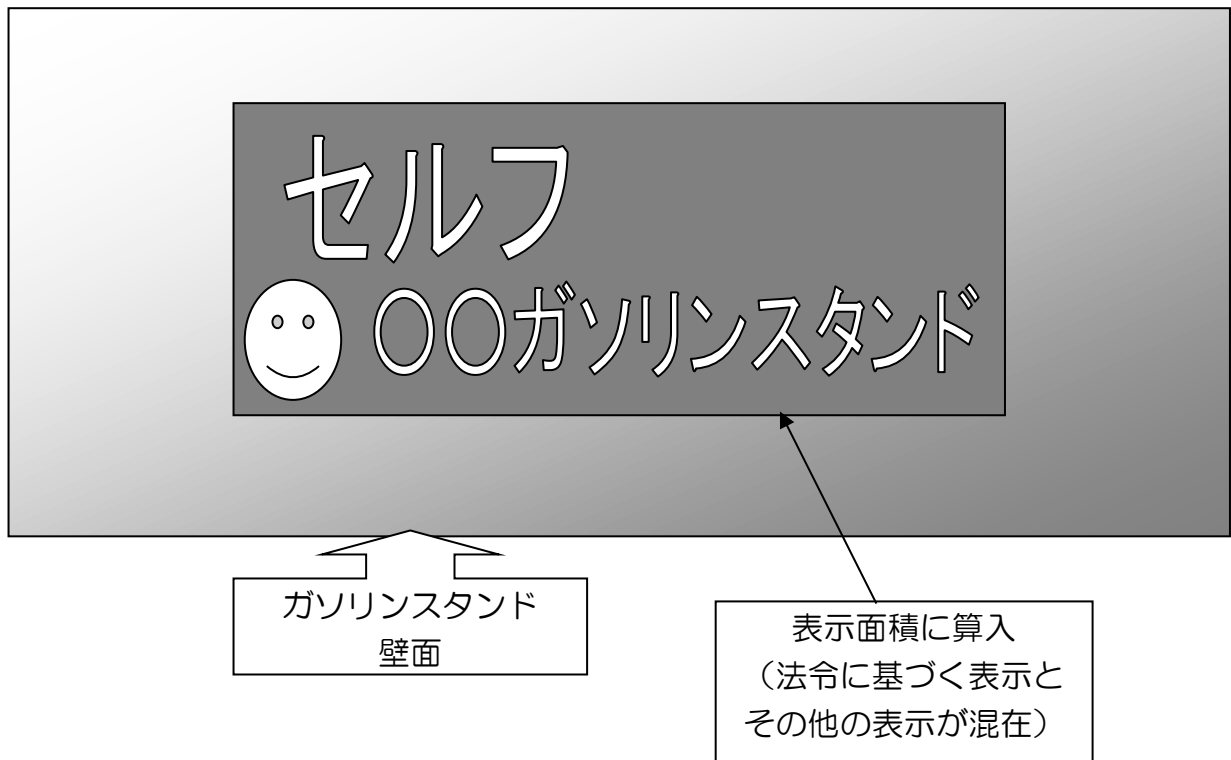
①各文字が独立している場合



②文字と下地が一体となって広告効果を発揮している場合（その1）



③文字と下地が一体となって広告効果を発揮している場合（その2）



**〔問 21〕 自己名義、友人名義、親戚名義の敷地に意見広告を記載したけんすい幕を設置したい。このけんすい幕は、自家用広告物かそれとも非自家用広告物か。**

〔答〕 意見広告について、非自家用広告物であるか自家用広告物であるかの判断は、(1)申請者又は意見広告に意見の発信者として記載される個人名、団体名と記載内容の関係、(2)設置場所によると考える。

(1)について言えば、申請者等が当該意見を表明することを目的とするような団体（あるいはその一員）として活動している等外形的に明確に判断できる場合を除いて、自家用広告物には該当しない（非自家用広告物である）ものとする。なお、「明確に判断できる」とは、少なくとも当該団体に名称・規約があり、名簿等により当該団体の構成員が特定できることが必要であると思われる。

また、(2)について言えば、団体の事務局や構成員の自宅に設置するのであれば自家用広告物に該当すると考えるが、構成員ではない者の居宅等を借りて設置する場合は自家用広告物に該当しない（非自家用広告物）と考える。

**〔問 22〕 具体的にどういう観点から自家用、非自家用を判断するのか。**

〔答〕 屋外広告物の設置場所において、事業所・営業所があることが原則だが、事業所等がなくても、そこに商品やサービスの提供があるものは、そこで営業の実態があるものとして、自家用広告物として取り扱う。

設置場所（土地、建物）の所有関係を問わない。よって、

- ・自己の所有地であっても営業実態がない場所であれば、非自家用広告物
- ・賃貸借の物件であっても営業実態があれば、自家用広告物となる。

**〔問 23〕 自家用広告物の例はどのようなものがあるか。**

〔答〕 設置場所にある建物の名称（「店名」や「施設名」）がある。

また、不動産会社では、「宅地分譲中」「売地」「貸土地」「テナント募集」「月極駐車場」「入居者募集中」などがある。ただし、自社の管理物件といえども、他の物件についての募集広告等は非自家用となる。

**〔問 24〕 許可地域において、自家用広告物が 10 m<sup>2</sup>を越えた場合、10 m<sup>2</sup>を超えた部分についてのみ申請すればよいか。**

〔答〕 10 m<sup>2</sup>を超えた部分だけでなく全部を申請する必要がある。すべての広告物を対象として検討した結果許可の可否を判断するので、すべての広告物について申請し許可を受ける必要がある。

なお、同一敷地内に複数の自家用広告物がある場合は、すべての自家用広告物の表示面積を合計して 10 m<sup>2</sup>を超えるかどうかで適用除外となるかどうかを判断する。（禁止地域・景観保全型広告整備区域・広告物活用区域の適用除外に該当するかどうかと同じ考え方で判断する。）

**〔問 25〕 管理用広告物とは具体的にどういうものか。**

〔答〕 最終的には個別判断になるが、次のものは、管理用広告物として取り扱う。

- ①「駐車場」「P」「IN」「→」、トイレの文字・マーク、車いすを使う人の専用駐車区画であることを示すマーク
- ②敷地内での注意事項や、「管理地」「墓地予定地」「店舗予定地」「駐車場利用時間 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分」

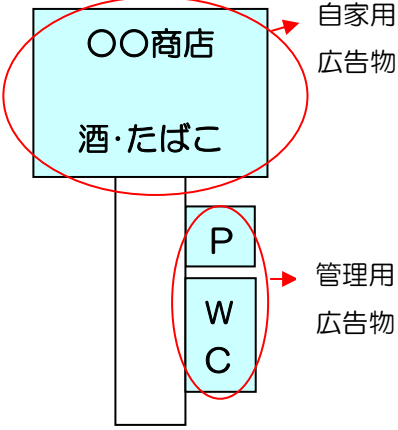

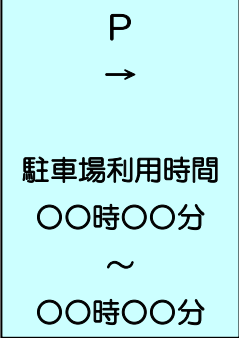
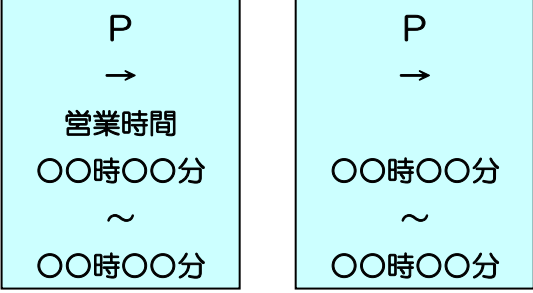

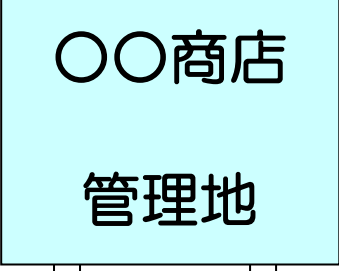
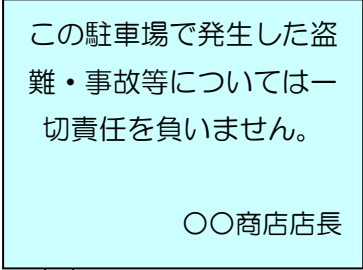
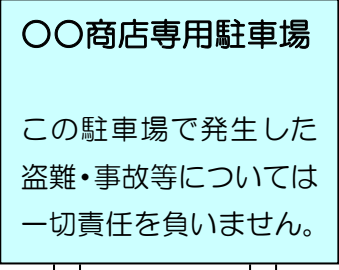
ただし…

- ①については、店名等の記載のないものに限る。
- ②については、店名を文末に記載し、その文字の大きさが本文のそれと同じ大きさかそれ以下であること（店名・ロゴ等が上にあるものや、コーポレートカラー、色彩を変えるなどにより店名・ロゴを目立たせてあるものは管理用ではなく、自家用広告物とする）。

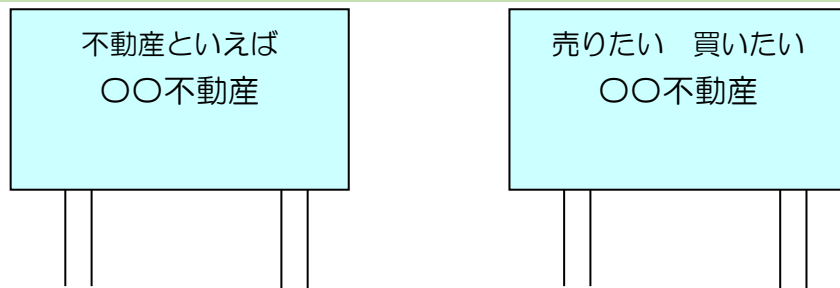
参考までに具体例を示す。

「管理用広告物」に該当するもの	該当しないもの
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>P</p> <p>→</p> <p>駐車場</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <p>店名</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <p>P</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>→</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>店名が入っている ので自家用 広告物</p> </div> </div>

（次頁に続く）

「管理用広告物」に該当するもの	該当しないもの
 <p>〇〇商店 酒・たばこ</p> <p>P W C</p> <p>自家用 広告物</p> <p>管理用 広告物</p>	 <p>〇〇商店 酒・たばこ・P</p> <p>店名が入っ ているので自家 用広告物</p>
 <p>P → 駐車場利用時間 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分</p>	 <p>P → 営業時間 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分</p> <p>P → 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分</p> <p>「営業時間」は土 地・物件の管理の ためとはいえな いので自家用告 白物</p> <p>営業時間か駐車 場利用時間が区 別がつかないの で自家用告 白物</p>
 <p>管理地 〇〇商店店長</p>	 <p>〇〇商店 管理地</p> <p>店名の記載が 末尾でない、 あるいは強調 しているもの は自家用告 白物</p>
 <p>この駐車場で発生した盗 難・事故等については一 切責任を負いません。 〇〇商店店長</p>	 <p>〇〇商店専用駐車場 この駐車場で発生した 盗難・事故等について は一切責任を負いません。</p> <p>店名の記載が 末尾でない、 あるいは強調 しているもの は自家用告 白物</p>

〔問 26〕 不動産会社が管理している建物等の敷地内に管理に全く関係がない内容など、管理目的以外で屋外広告物を表示する場合は？

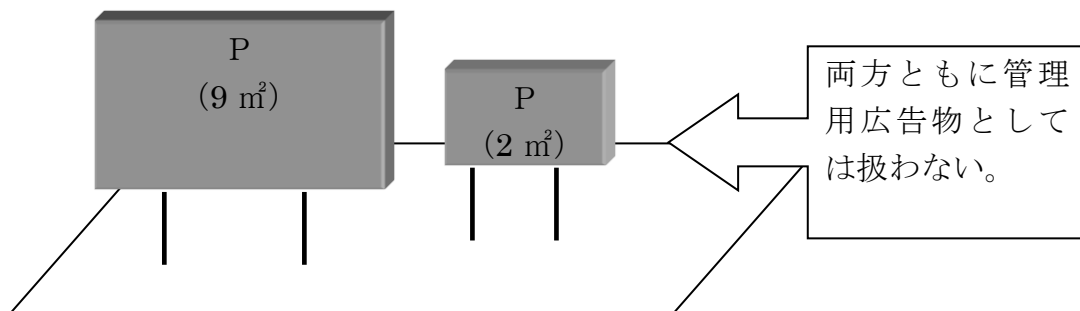


〔答〕 非自家用広告物として扱う。

〔問 27〕 許可地域内の同一土地内に、内容的には管理用広告物に該当する 9 m<sup>2</sup>と 2 m<sup>2</sup>の屋外広告物を計画した場合、合計で 10 m<sup>2</sup>を超えてしまう。

この場合、どちらか一方は管理用広告物とし、もう一方は管理用広告物ではないものとして扱うのか。

〔答〕 全体の合計表示面積が 10 m<sup>2</sup>を超えたら、全部を管理用広告物ではなく通常の広告物として扱う。



※9m<sup>2</sup>のほうだけを管理用広告物として扱うことはしない。

〔問 28〕 「ようこそ○○地区へ」など地区を紹介する内容を記載した自治会又は住民団体等所有（会長名義、構成員名義、構成員の共有等その所有形態は問わない）の広告物を設置したい。このような広告物は、自家用広告物かそれとも非自家用広告物か。

〔答〕 質問のような自治会等が設置する広告について、非自家用広告物であるか自家用広告物であるかの判断は、設置場所によると考える。

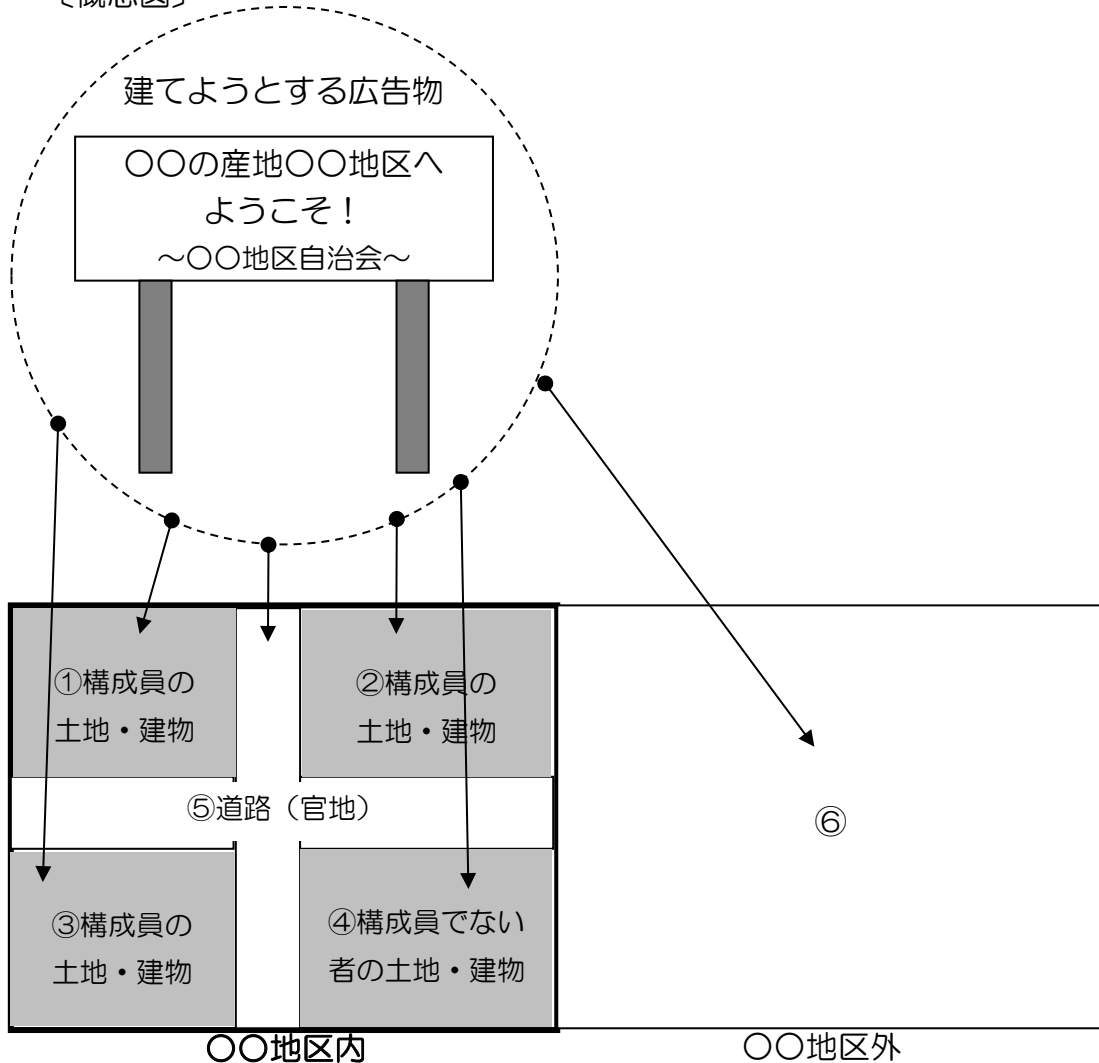
原則は、設置場所が当該地区内であって、自治会等の集会所や構成員の居宅、土地に設置するのであれば自家用広告物に該当すると考えるが、構成員ではない者の居宅や土地を借りて設置する場合は非自家用広告物と考える。ただし、自治会等の活動を紹介する内容を記載する場合で、その活動位置が特定されているときは、自治会等の集会所又はその活動位置の敷地内に広告物が存する場合のみ自家用広告物に該当する。（例：地区内の公園で実施する行事について記載して、当該公園内に設置する広告物や、地区内の花壇に花を植える活動について記載して、当該花壇敷地内に設置する広告物は、自家用広告物に該当。）



また、設置場所が当該地区外であれば非自家用広告物である。

なお、自家用に該当するものであっても、許可地域内であれば表示面積の合計が地区内全体で合計 10㎡を越えれば、すべてについて許可申請が必要である。また禁止地域内であれば、地区内全体で 7㎡までなら設置できる。

〔概念図〕



- ①～③…〇〇地区の自治会構成員の土地・建物に設置するので、自家用広告物
- ④、⑤…〇〇地区の自治会構成員でない者の土地・建物に設置するので、非自家用広告物
- ⑥ …〇〇地区外なので、非自家用広告物

**〔問 29〕 指定管理者が管理している公の施設について表示している（しようとする）屋外広告物は、地方自治体が表示した（する）広告物として扱うのか。**

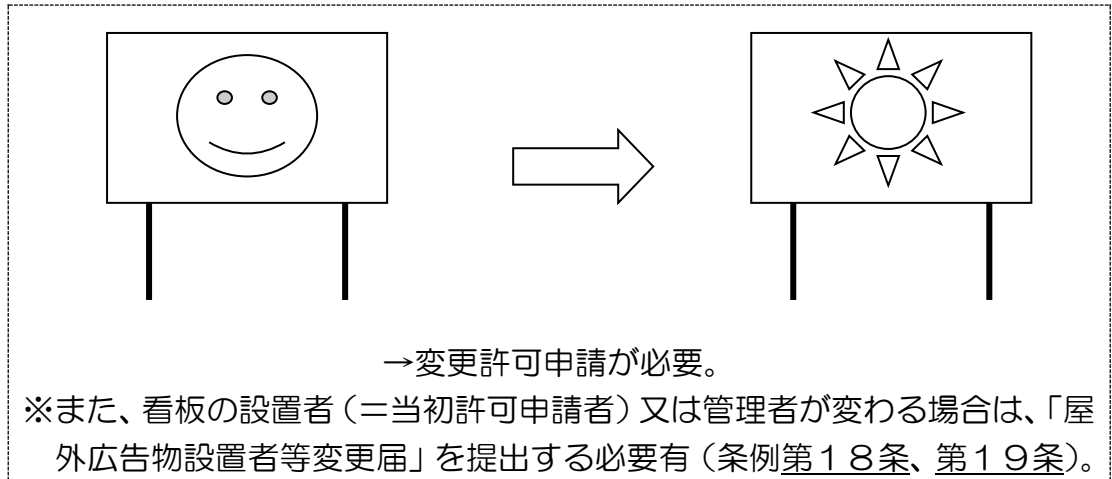
〔答〕 指定管理者そのものは地方自治体ではないので、原則として許可が必要である。ただし、指定管理者が管理している公の施設について表示している（しようとする）屋外広告物が、設置に関して地方自治体が関与し、当該広告物の所有権が地方自治体に帰属するものであれば、地方自治体が表示した（する）屋外広告物である。

〔問 30〕 変更許可を受ける必要があるのはどういう場合か。また、軽微な変更と判断されるのはどういう場合か。

〔答〕 軽微な変更とは、規則で「広告物又は掲出物件の表示面積、高さ又は色彩を変更しない程度の修繕、補強等」としている。野立広告物、直接表示広告物を例に、以下のとおり示す。（他の種類の広告物もこれに準じて扱うこと。）

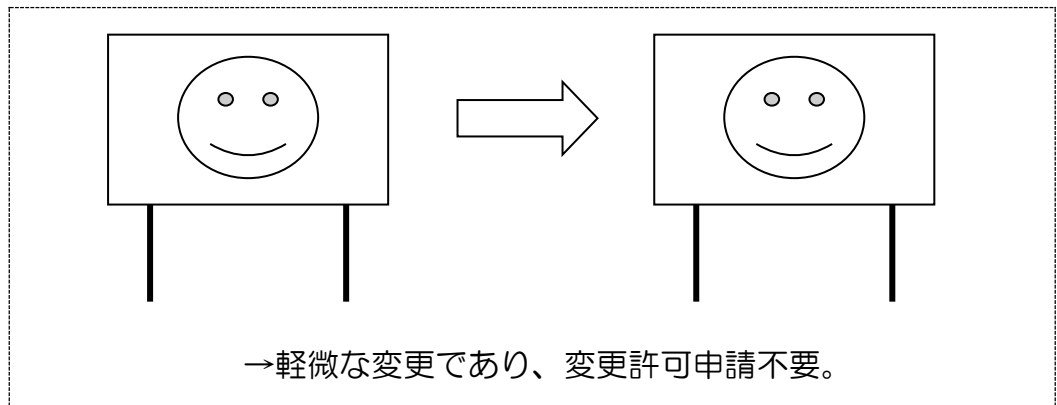
1 野立広告物

- (1) 板面を架け替えずに表示面を変更する場合（ただし、修繕、補強を除く）  
（例：デザイン変更、貸し看板におけるクライアント変更）

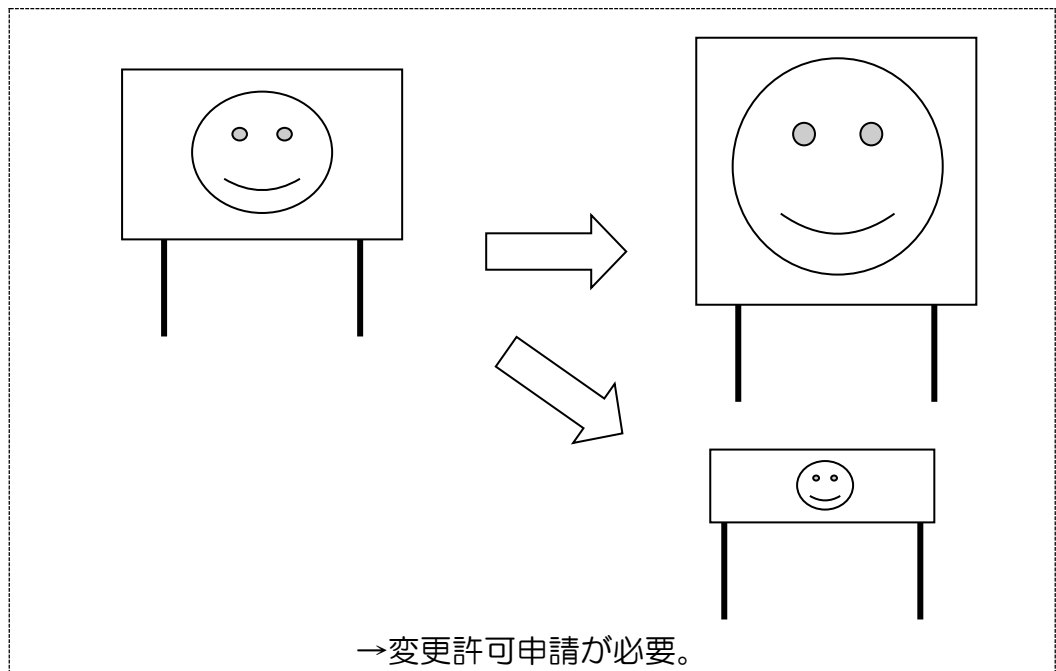


- (2) 板面を架け替えて表示面を変更する場合

- ①許可期間内に架け替えを行うもので、内容、大きさ、色彩、材質が変わらないもの



②許可期間内に架け替えを行うもので、内容もしくは大きさや材質が変わるもの



(3)位置を変更する場合

少しでも位置が変われば、従前の位置と重なっている部分があっても、別物である。

→新規の許可申請が必要。

なお、従前の広告物については除却届を提出し、許可を終了することになる。

(4)支柱を新しいものにする場合

→変更許可申請が必要。

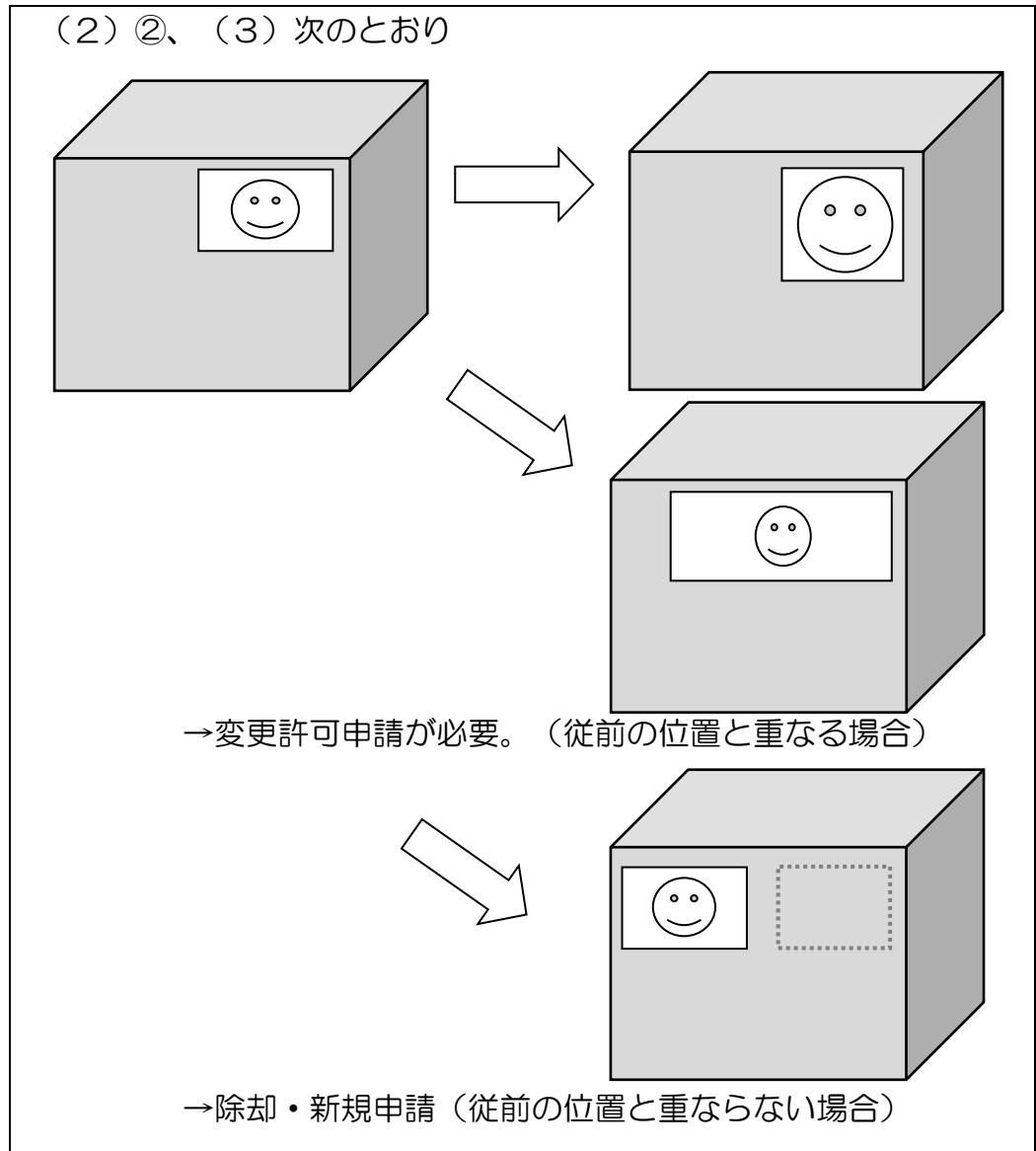
(5)照明を追加、変更する場合（減少させる場合も含む）

→変更許可申請が必要。

## 2 直接表示広告物の場合

野立広告物は支柱も含め広告物であるが、直接表示広告物はそれを支えるものが建築物等であることから1 (1)～(5)を次のように取り扱う。

- (1) 野立広告物と同じ
- (2) ①野立広告物と同じ



(4) ー (直接表示広告物に支柱はないため)

(5) 野立広告物と同じ

**〔問 31〕 申請にあたって広告物にどのような文字を記入するかを申請者が記載する必要はあるか。**

〔答〕 申請書（規則第4条）の様式において広告物の大要（記入内容等）を記載することとしている。これは、許可権者が、

- (1) 申請物件が非自家用広告物であるか自家用広告物であるか
- (2) 広告物又は掲出物件が良好な景観を形成し、又は風致を害さないものであるか（条例第6条第2項）
- (3) 信号機・道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれがないか（条例第5条）

などを判断するためには、掲示内容の記載をしてもらう必要があるためである。

なお、内容そのものについては、許可権者には審査権限がなく、内容如何で不許可となるということはない。（参考：昭和44年10月7日付け建設省井都総発第57号都市総務課長から福井県土木部長あて回答）

**〔問 32〕 表示面積の算定はどのように行うのか。**

〔答〕 1 広告物が独立性を持った工作物である場合は、当該広告物の表示面となっている工作物の面積について算定する。

この場合において、

- (1) 表示面の縁に一体として枠や点滅灯が組み込まれている場合は、その枠組み等の面積を含む。
- (2) 広告塔、広告板、サインポール及びアーチについては、その設置のための脚台、支柱、枠組み等を除く。（ただし、脚台等でも広告物としての機能があるものは算定する。）

2 建物、その他の工作物に掲出される文字、商標等の箱文字、浮き出しサイン、塗り書きサインについては、個々の文字、商標等の外郭線内の面積について算定する。

この場合において、文字、商標等の周りの下地の色、材質等を変更等をして、文字、商標等とその下地の部分とが一体として広告物としてとらえられるような効果を持つ場合は、その下地部分を含むものとする。

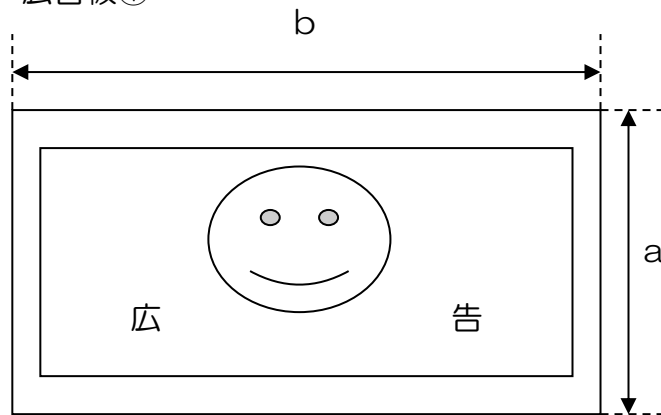
3 気球広告については、気球に添付して広告を表示する布片の面積について算定する。

4 広告物の表示面の外郭線内を正方形又は長方形にみなして、その面積を算定する。特殊な形状にあっては三角形又は円形とみなして算定する。

5 許可地域の場合、自家用、非自家用野立広告物については、基本的には表示面積を1面15㎡以内、合計30㎡以内と規定しているので、1物件についての総量表示面積として扱うこと。例えば2面であれば片面15㎡以内、3面であれば1面10㎡以内である。

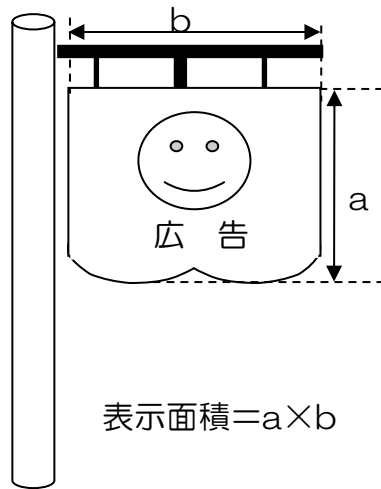
6 広告物等の表示面積の算定例

(例) 広告板①



表示面積 =  $a \times b$

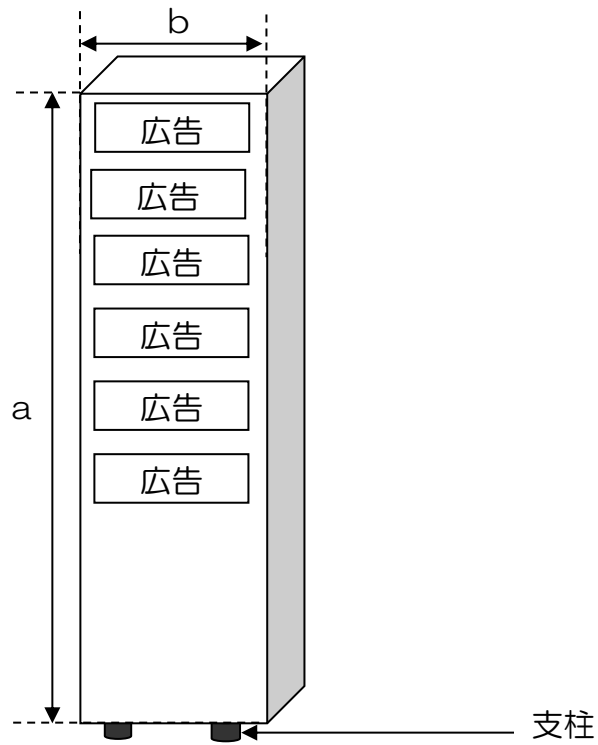
(例) 広告板②



表示面積 =  $a \times b$



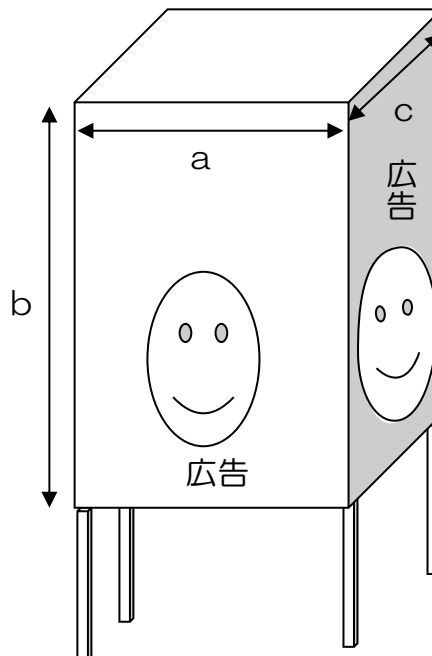
(例) 広告板③



表示面積 =  $a \times b$

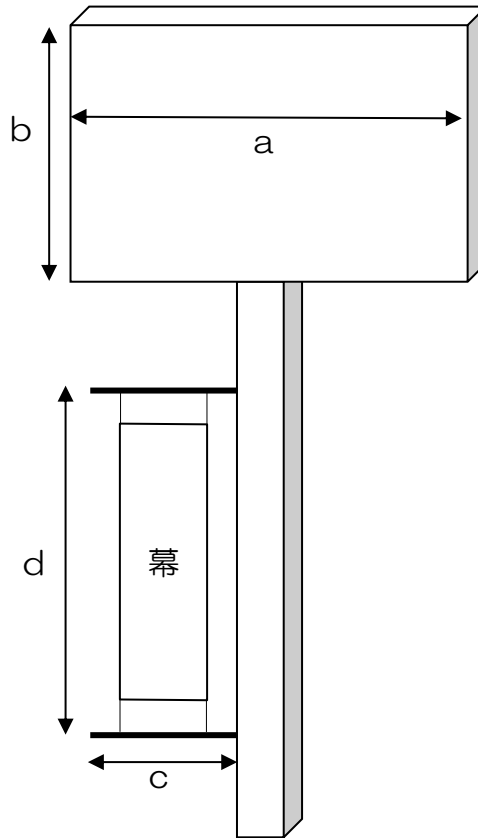
※裏側にも表示があれば  $a \times b \times 2$

(例) 広告塔 (四面に広告有)



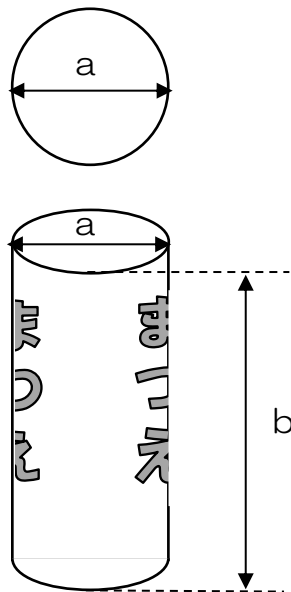
表示面積 =  $(a \times b + c \times b) \times 2$

(例) 広告塔 (広告幕付)



表示面積 =  $(a \times b + c \times d) \times 2$   
 ※ 広告幕部分の表示面積は、装置を算定

(例) 円柱形広告塔

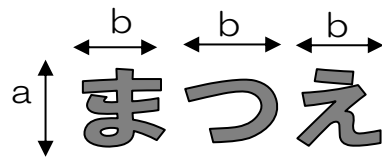


(屋外広告物が表示されている面の投影面積)

横幅・縦幅の最大値で計算

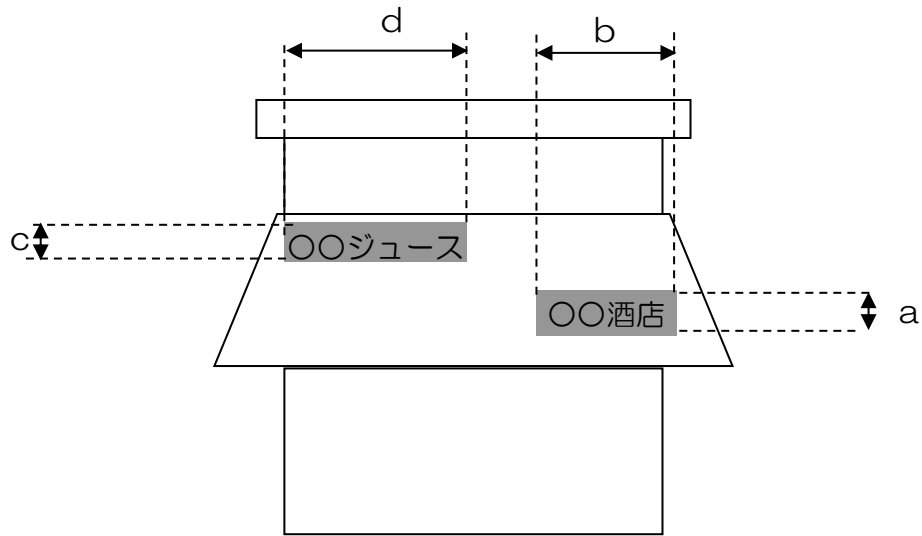
b 表示面積 =  $a \times b \times 2$  面

(例)壁面直接表示広告物（塗書き）



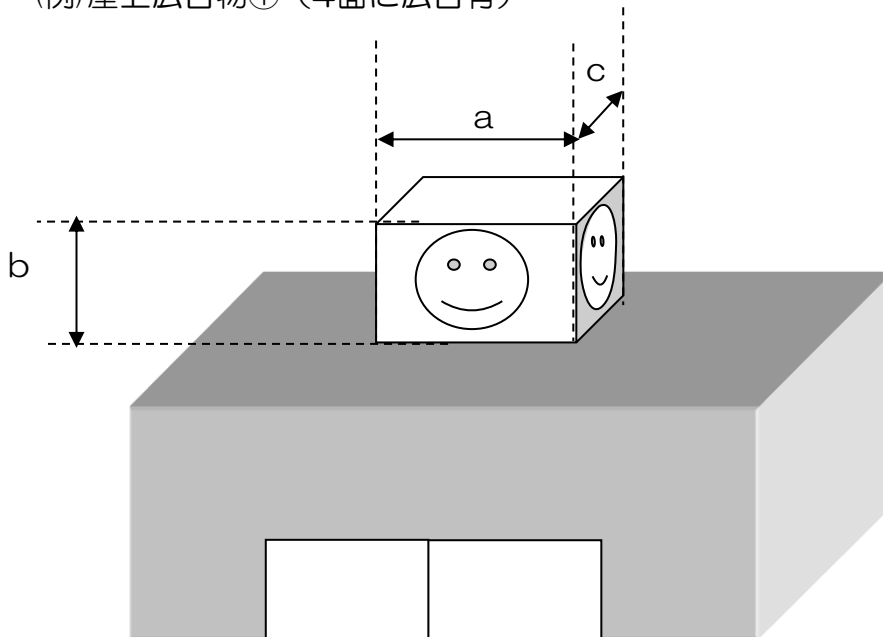
問68も参照のこと。

(例)屋根面直接表示広告物



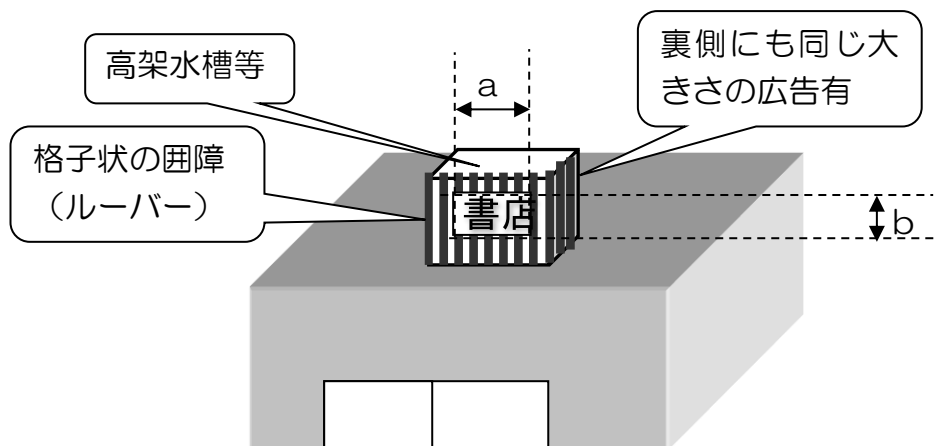
$$\text{表示面積} = a \times b + c \times d$$

(例)屋上広告物①（4面に広告有）



$$\text{表示面積} = (a \times b + c \times b) \times 2$$

(例)屋上広告物②(高架水槽やエアコン室外機を隠すための格子状の囲障(ルーバー)に広告を設置。2面に広告有り。)



$$\text{表示面積} = (a \times b) \times 2$$

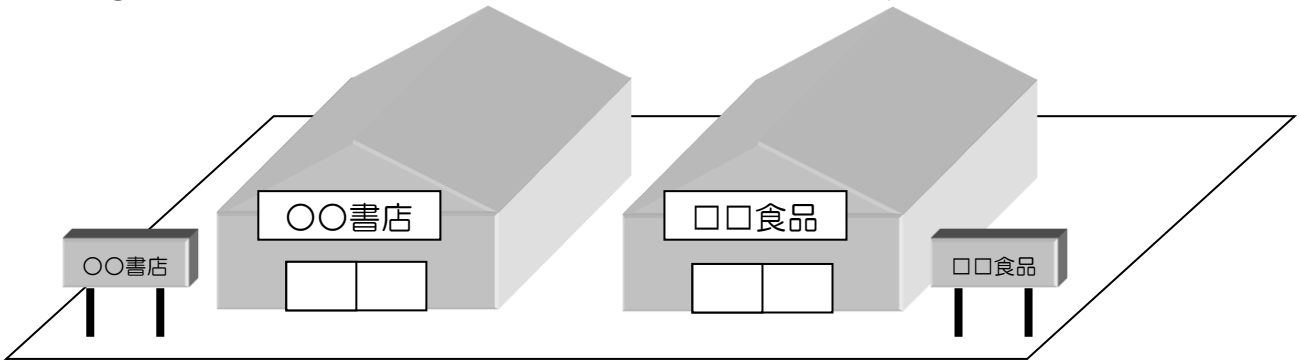
(ただし、文字・絵とルーバーと一体的な広告効果を持たせているもの(例：ルーバーと建物の色彩が異なる)は、ルーバーを含めて面積算定する。)

〔問 33〕一つの敷地、建物を複数の店舗が利用している場合、自家用広告物をどのように取り扱うのか。

〔答〕 個別具体的に判断していくが、原則としては、一つの敷地に複数の建物があり、それぞれの建物が別店舗として利用されている場合や、長屋形式の店舗で各テナントの利用部分が壁で完全に分離したものであれば、店舗、テナントごとに自家用広告物を基準にしたがって掲出できることとする。

一方で、スーパーマーケットやショッピングセンターのように各テナントが同一フロアを区分して利用している場合は、全体を一つの店舗として自家用広告物の基準を適用することとする。

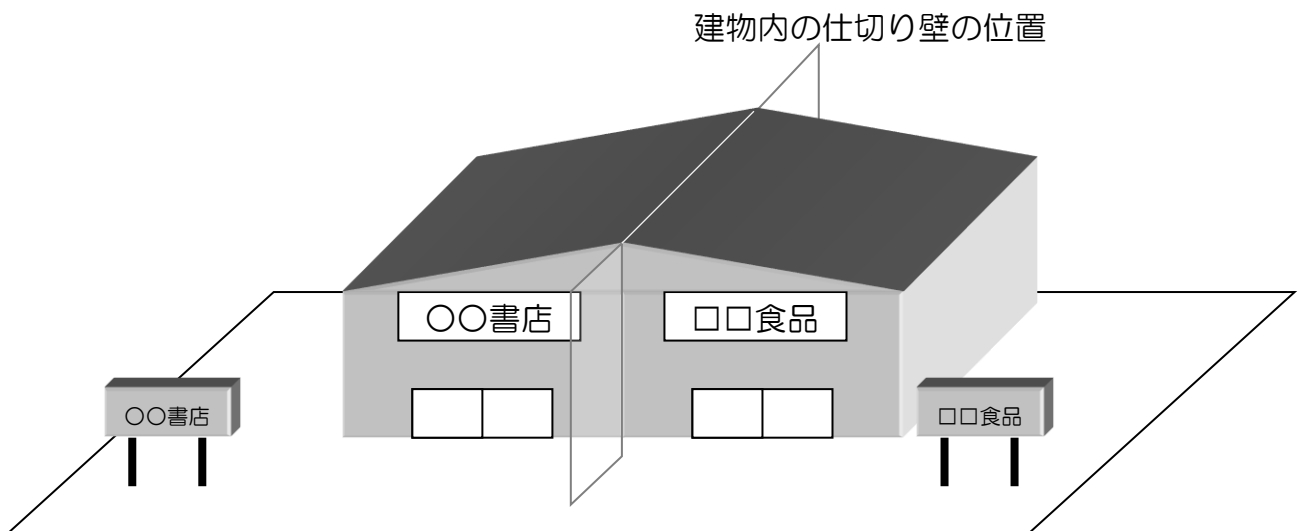
①一つの敷地に複数の店舗がある場合→それぞれに基準適用。



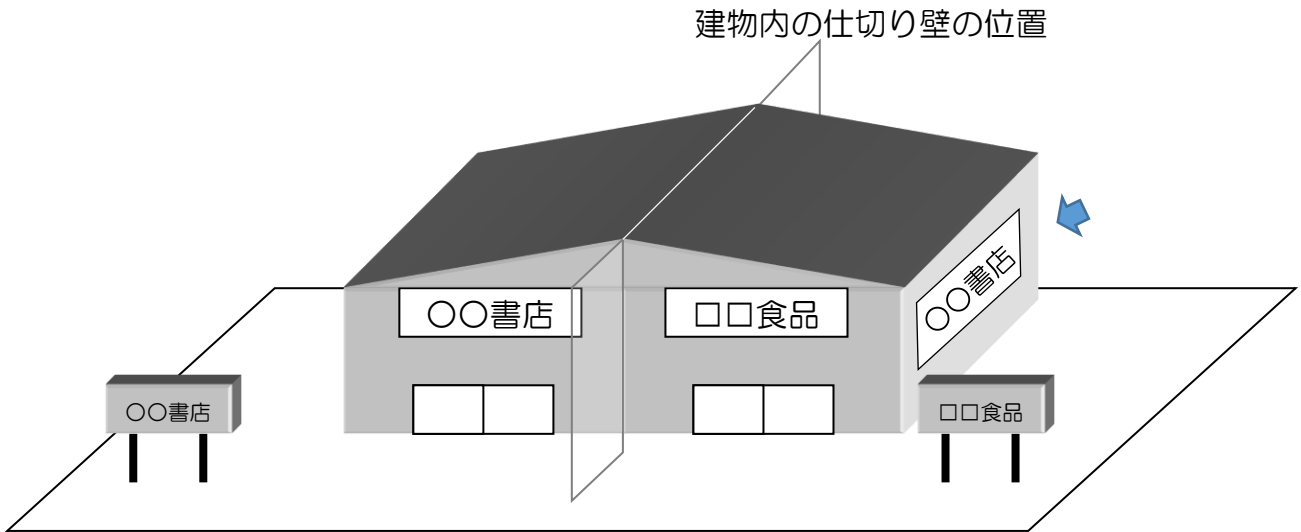
②長屋形式（内部が壁で完全に分離）の建物

②-1 それぞれの事業所が、建物に表示する広告物について、それぞれの占有相当に表示した場合

→それぞれに基準適用（①と実質的に同じたため）



- ②-2 少なくとも1事業所が、建物に表示する広告物を他の事業所の占有相当に表示した場合

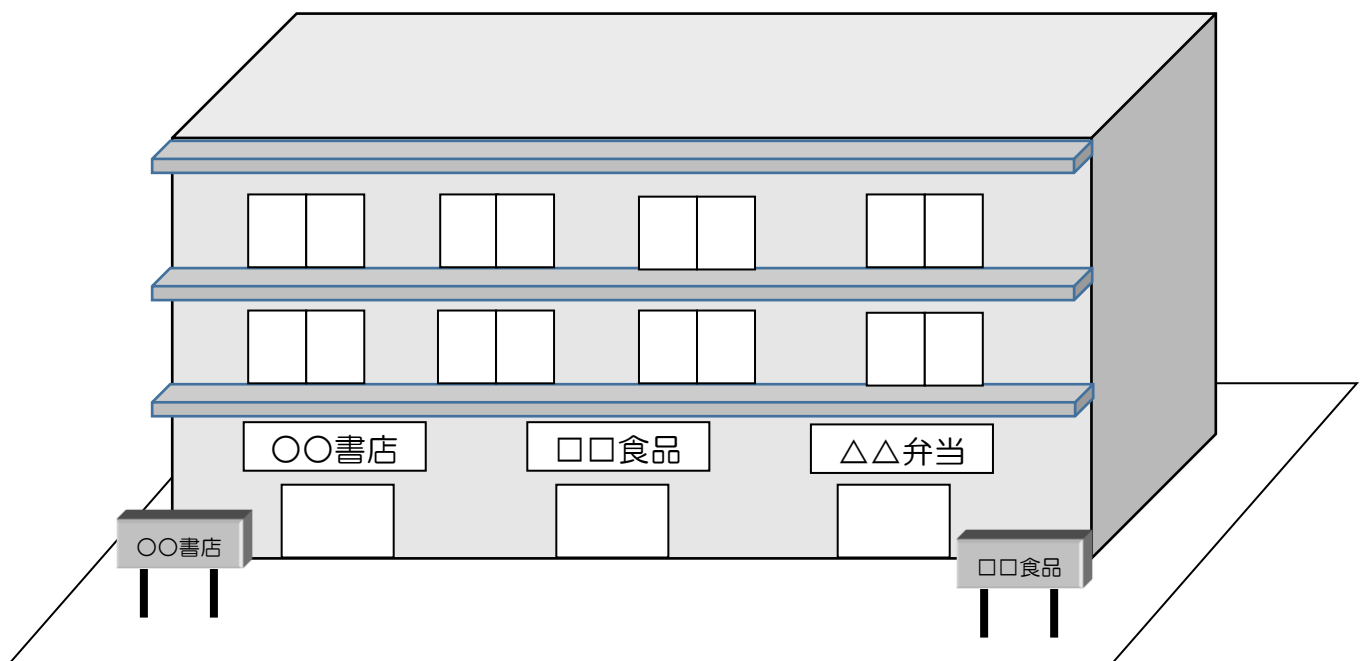


→全体として一つの店舗（事業所）として基準適用し、  
許可地域の場合、全体で10㎡を超えると、すべての広告物の申請が必要

- ③ 1階がテナント（出入口分離かつ内部も壁で完全に分離）で2階以上がマンション等の建物

- ③-1 1階にあるそれぞれのテナントが、建物に表示する広告物について、それぞれの占有相当に表示した場合

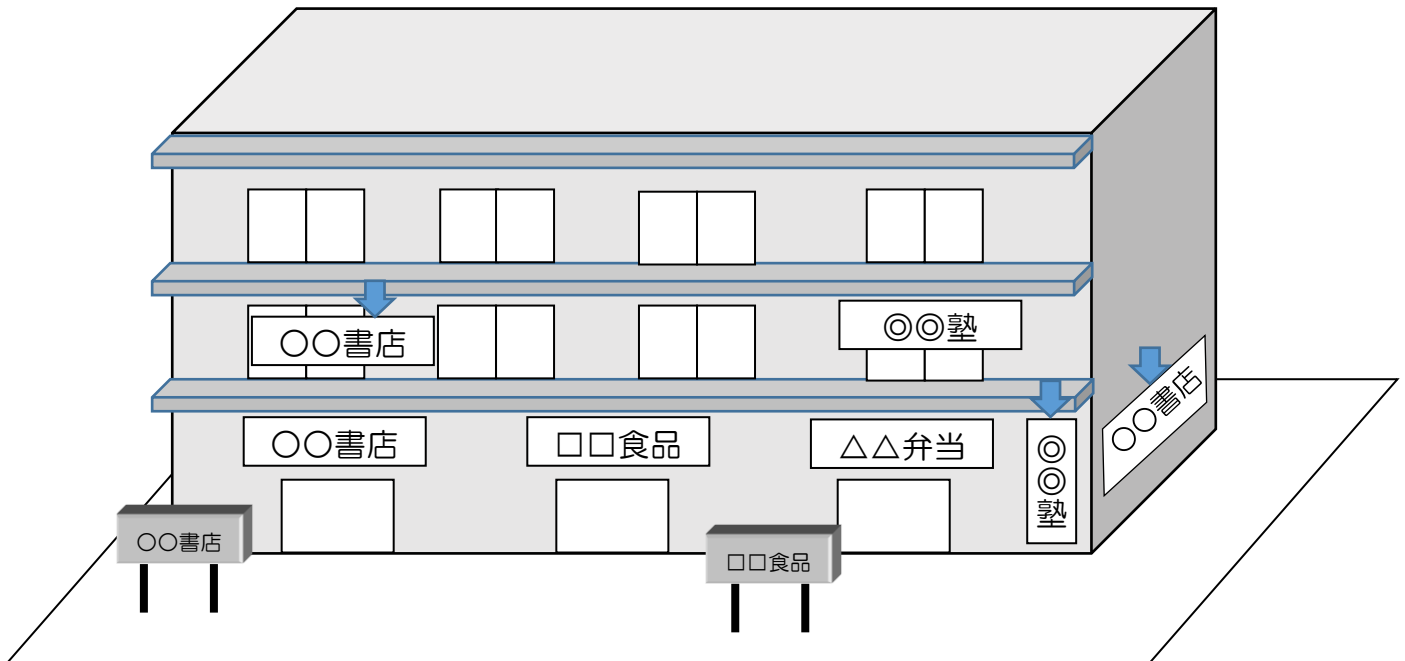
→1階にあるそれぞれのテナントは個々に基準適用（②の特例）  
2階以上にあるテナント等については1階と2階以上で建物を分離し、  
④を適用



③-2 次のような広告物の表示が1つでも該当する場合

- ・ 1階の事業所の少なくとも1事業所が、建物に表示する広告物を他の事業所の占有相当に表示した場合
- ・ 1階の事業所の少なくとも1事業所が、2階以上の部分に表示した場合
- ・ 2階以上の事業所が1階部分に表示した場合

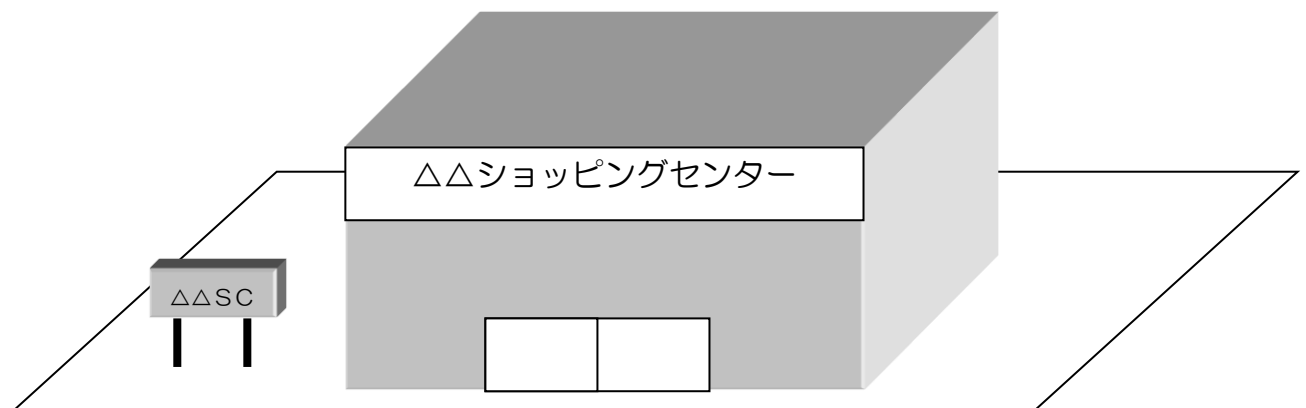
→全体として一つの店舗（事業所）として基準適用し、  
許可地域の場合、全体で10㎡を超えると、すべての広告物の申請が必要



④スーパーマーケットやショッピングセンター

→全体として一つの店舗（事業所）として基準適用

（注:適用される基準の範囲内であればテナント名を表示しても良い。）



**〔問 34〕 屋外に、はり紙を頻繁に貼りかえることを前提とした掲示板を設置したいが、掲示板とはり紙の両方とも屋外広告物の設置許可を受ける必要があるか。**

〔答〕 掲示板の範囲内で掲示が収まる限りは、掲示板のみ屋外広告物の許可を得れば足りる。

許可にあたって適用する基準は、掲示板が、野立広告物状のものであれば野立広告物の基準を、壁面に掲示板が堅固に取り付けられていれば壁面直接表示広告物の基準を適用するなど、その形状に応じて適用する基準を判断する。

なお、自家用か非自家用かの判断ははり紙の内容による。例えば、野立広告物状の掲示板であれば、基本的には非自家用野立広告物と判断するが、設置者が自家用と判断できる内容のはり紙しか貼らない旨を許可申請書上で表明すれば自家用の広告物として扱うこととする。

また、自家用として許可を受けた掲示板に、非自家用のはり紙を貼ることになった場合は、別途新規許可を受ける必要がある。逆に、非自家用で許可を取った掲示板に自家用のはり紙をはる場合は、新規許可を受ける必要はない。

## ○「はり札」関係

**〔問 35〕 「壁面に直接表示する広告物」と「はり札」との違いはなにか。**

〔答〕 「壁面に直接表示する広告物」とは、建築物の壁面に直接塗書きする広告物をもともとは想定している。

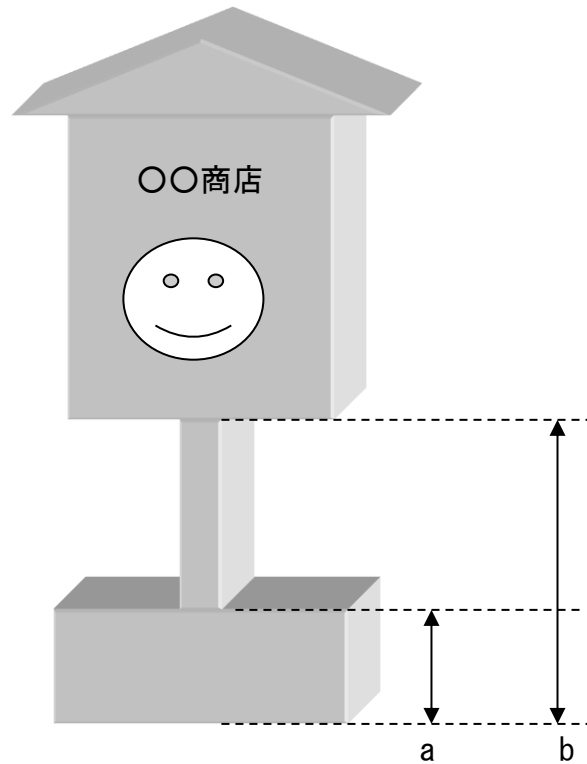
なお、直接塗書きするものと同視し得るもの（例として、シール状のもので建築物の壁面に密着するものや、金属板等をボルト等により建築物の壁面に堅固に緊結し容易に取り外せず、かつ、いわゆる壁面掲出広告物に該当しないものが考えられる。）も建築物の壁面に直接表示する広告物とみなすことができる。

一方で、直接塗装・印刷等を施したベニヤ板、プラスチック板、金属板等を、ひもや針金等をつるしたり、くくりつけたり、又はネジで固定するなど容易に取り外せる状態で、工作物等（建築物の壁面を含む）に取り付けてある場合は、はり札である。



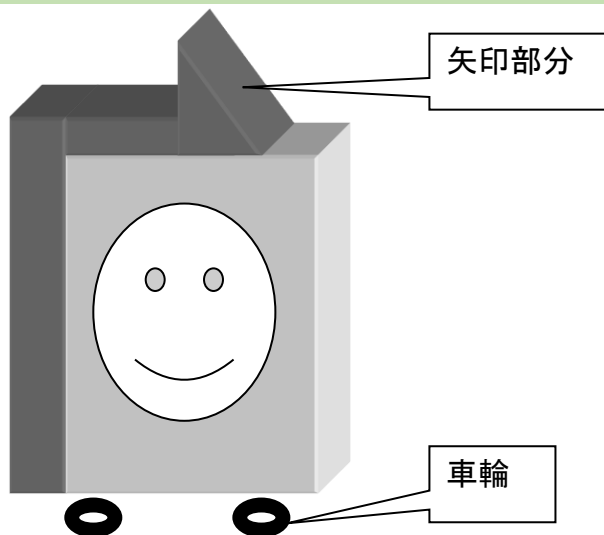
○「置看板」関係

〔問 36〕 下図のような置看板について、どの部分を足とするのか。



〔答〕 bの部分を足とする。

〔問 37〕 下図のような場合、車輪を足として扱うのか。また矢印部分も面積に含むか。



〔答〕 足はないものとする（車輪を足とは扱わない。）。また、矢印部分も面積に含む。

## ○「野立広告物」関係

### ・案内用広告物関係

#### 〔問 38〕 記載の許されている「名称」には、企業のロゴは含まれるのか。

〔答〕 「名称」には企業のロゴを含むものとする。業種や取り扱い商品名は含まない。これらが表示されているものは道標ではないので、通常为非自家用の広告物となる。（案内図板等も同じ取り扱いをする。）

#### 〔問 39〕 集合広告物の表示できる面積は

〔答〕 集合広告物の表示できる面積は、区域により異なり次の表のとおり。

区域	1案内の表示できる面積	集合広告物の表示できる面積
禁止地域	1面1㎡、合計2㎡以内	1面3㎡、両面6㎡以内
許可地域	1面1㎡、合計2㎡以内	1面5㎡、両面10㎡以内
景観保全型広告整備区域	塩見縄手地区	1面1㎡、合計2㎡以内
	普門院外濠地区	1面1㎡、合計2㎡以内
	城山内濠地区	1面1㎡、合計2㎡以内
	穴道湖景観形成区域	1面1㎡、合計2㎡以内
	北堀町景観形成区域	1面1㎡、合計2㎡以内
	清光院下景観形成区域	1面1㎡、合計2㎡以内
	北殿町惣門橋通り景観形成区域	1面1㎡、合計2㎡以内
	石橋一区景観形成区域	1面1㎡、合計2㎡以内
	内中原町景観形成区域	1面1㎡、合計2㎡以内
	大手前通り景観形成区域	1面1㎡、合計2㎡以内
広告物活用区域	国道9号沿線活用地区	1面5㎡、両面10㎡以内
	松江駅周辺活用地区	1面5㎡、両面10㎡以内

※許可地域及び広告物活用区域の場合、野立広告物の案内用広告物、禁止地域及び景観保全型広告整備区域の場合、道標の野立広告物を指す

#### 〔問 40〕 記載の許されている「距離」の書き方はどのようなものか。

〔答〕 「距離」は、道標の設置場所からの距離（例：「ここから〇〇m」、「この先〇〇km」）を記載することを原則とする。また、設置場所からの距離の代わりに、公共施設からの距離（例：「市立〇〇美術館から〇〇m」）を記載することも例外的に認める。

なお、「この先〇〇分」などと記載した場合は、記載内容が「距離」ではなく「時間」であるので、道標の要件を欠き、通常为非自家用の広告物となる。（案内図板等も同じ取り扱いをする。）

#### 〔問 41〕 道標を貸看板として設置していたが、クライアントの都合により解約となった。新たなクライアントの募集中の間、道標の扱いはどうなるのか。

〔答〕 無地の板面・掲出物件にした場合、例外的に道標として扱う。その際、意匠変更の許可申請をすること。（募集中等の表示は認めない）

・案内図板等関係

〔問 42〕案内図板等はどういったものか。

〔答〕 町内会の住宅案内図、島根県観光動態調査における調査対象地点である県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物（規則第2条）

〔問 43〕「県内主要観光地」は具体的にはどこか。

〔答〕 「県内主要観光地」は、島根県観光動態調査の対象となっている観光地・観光施設を基本とする。対象地点として新たに加わったものは自動的に案内図板等の対象として取り扱う。

〔問 44〕案内図板等の面積の考え方は？

〔答〕 表示できる面積は区域により異なり、次の表のとおり。

区域		表示できる面積
禁止地域	自然景観保全地域	1面3平方メートル以内
	文化・文教環境保全地域	1面3平方メートル以内
	住環境保全地域	1面5平方メートル以内
	見通し景観保全地域	1面5平方メートル以内
許可地域		非自家用広告物として取り扱い、広告物の種類に応じた許可基準を満たすこと。
景観保全型広告整備区域	塩見縄手地区	掲出不可
	普門院外濠地区	掲出不可
	城山内濠地区	掲出不可
	穴道湖景観形成区域	合計7平方メートル以内
	北堀町景観形成区域	合計3平方メートル以内
	清光院下景観形成区域	1面1㎡、合計2㎡以内
	北殿町惣門橋通り景観形成区域	掲出不可
	石橋一区景観形成区域	合計3平方メートル以内
	内中原町景観形成区域	非自家用広告物として取り扱い、広告物の種類に応じた許可基準を満たすこと。
大手前通り景観形成区域	掲出不可	
広告物活用区域	国道9号沿線活用地区	非自家用広告物として取り扱い、広告物の種類に応じた許可基準を満たすこと。
	松江駅周辺活用地区	非自家用広告物として取り扱い、広告物の種類に応じた許可基準を満たすこと。

〔問 45〕「けばけばしい色彩でない」とはどういう色彩か。

〔答〕 マンセル値で規定しており、次のとおり。

- ・R、YRについて、彩度6以下
- ・Yについて、彩度4以下
- ・それ以外（G、B、P）について、彩度2以下

・その他の野立広告物関係

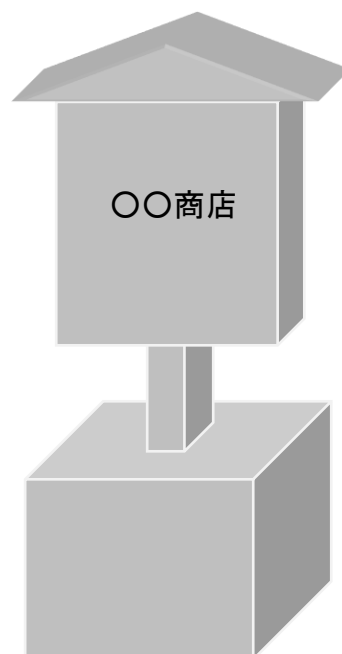
〔問 46〕 下図のような形態の広告物は壁面直接表示広告物か野立広告物か（自動車販売店、中古車販売店でよく見られる）。



〔答〕 工作物の建築確認が必要な場合において、その種類が広告塔や広告板の場合は、野立広告物とする。建築確認においてそれ以外の種類に該当する場合や、建築確認が不要な場合は、目隠しや境界明示等、広告とは別の主たる機能を有する物件に広告を表示する場合は壁面直接表示広告として扱い、当該物件が広告目的のみで設置される場合は野立広告物と扱うことを基本とするが、広告物が氾濫しないよう注意して判断する。

〔問 47〕 下図のような形態の広告物はどの種類の広告物にあたるのか。

（支柱の足の先に重石となるコンクリートブロック等があることにより、その重さで自立しているもの）



支柱部分及びコンクリートブロック等は地中に埋め込まれていない

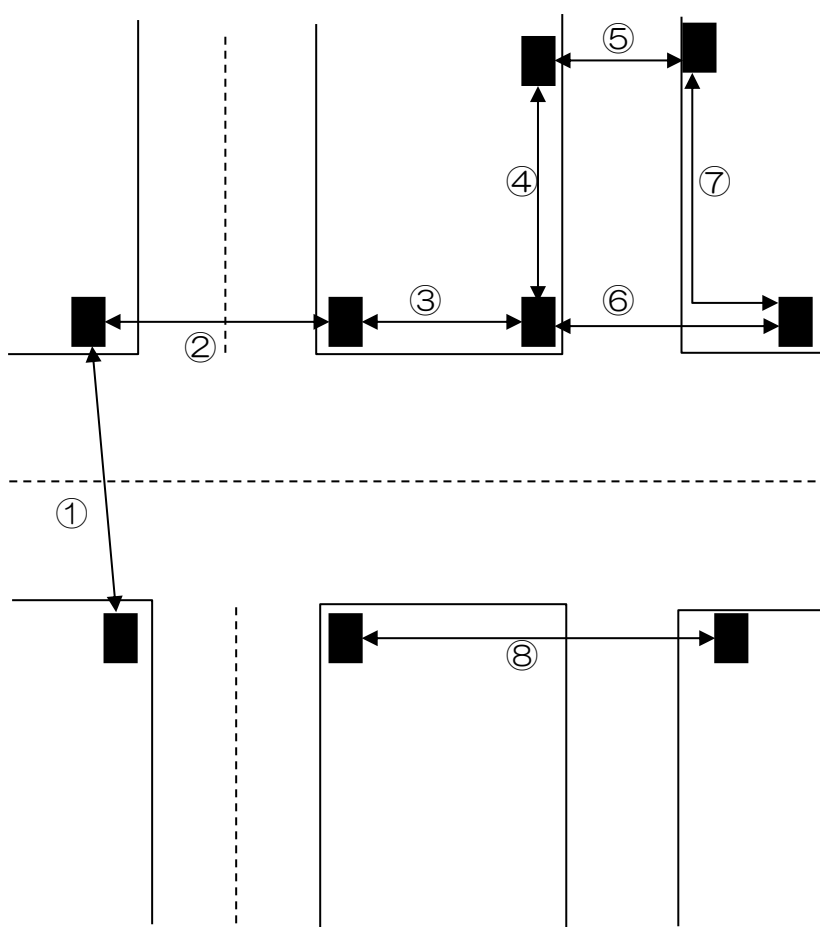
〔答〕 置看板とする。

**〔問 48〕 非自家用野立広告物の相互間距離 100m の計測の考え方は。**

〔答〕 道なりに計測を行う。ただし、非自家用野立広告物と別の非自家用野立広告物の間にセンターラインのある道路が存する場合は、当該広告物間は 100m 以上あるものとみなす。

【図解】

■ …非自家用野立広告物  
 ----- …センターライン



- ①②…間にセンターラインのある道路があるので、相互間距離が 100m 以上とみなす。
- ③④…現実の相互間距離を計測する。
- ⑤⑥⑧…間に道路があるが、センターラインがない道路なので現実の相互間距離を計測する。
- ⑦…道なりに現実の距離を計測する。

〔問 49〕 無許可の非自家用野立広告物が 100m 以内にあるために相互間距離の基準に抵触している許可申請がなされた場合の対応はどうか。

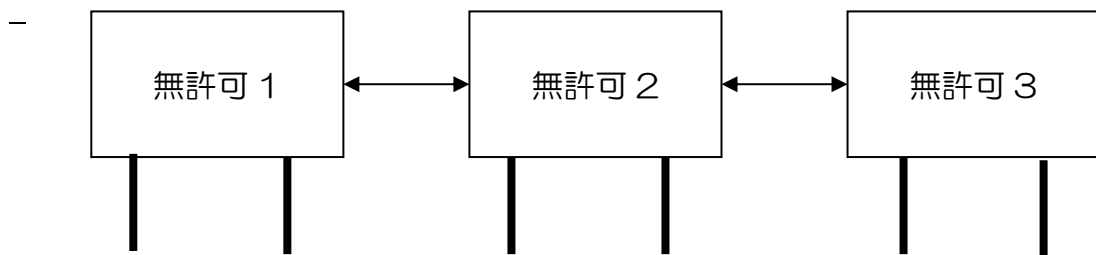
〔答〕 相互間距離 100m を現実的に満たさないものについては、原則として不許可とする

このような運用を行う理由としては、既存の無許可の野立広告物の撤去を進めていく中では、その無許可の物件の設置者又は新規設置予定者のうち、先に許可申請をした者に許可を出すこととすると、当事者間に無用の混乱を招き、かえって違反野立広告物が林立することも考えられ、良好な景観形成上好ましくないといふことがある。

また、「近接」規定や道標・案内図板等規定を設けており当事者間の調整も可能である。

図解すると以下の通りである。

【図解】



※相互間距離いずれも 100m 未満

上図の状態、無許可 1・無許可 2・無許可 3 の三者のうち一者から許可申請  
→三者で調整。

①三者のうち二者が撤去

②残りの二者が道標・案内図板等に改修

③相互間距離 20cm 以内・表示面の上端下端を揃え、1～3 の表示面積の  
合計が 30 m<sup>2</sup>以内全てを満たすよう改修

のいずれかの形になれば設置を許可することは可能。

→以上の調整がつかないものは、全て撤去指導。

〔問 50〕非自家用野立広告物の表示位置については、「国道及び鉄道(以下「国道等」という。)からの距離 100 メートル以上。ただし、地形等の理由により 100 メートル以上離すことが困難な場合にあっては、国道等から可能な限り離すことをもって足りる。」という基準がある。

(1) 国道等から 100 メートル以上離すこととした理由は何か。

(2) 「地形等の理由により 100 メートル以上離すことが困難な場合」とはどのような場合が該当するのか。

〔答〕(1) 本市においては、国道等からの良好な眺望景観を守るため、非自家用野立広告物について国道等からの距離(100 メートル以上)を規制している。

(2) 以下の①②の要件を両方満たした場合は、「地形等の理由により 100 メートル以上離すことが困難な場合」に該当すると判断し、国道等から可能な限り離すことを条件に許可できる。

① 自然地形上、周辺に国道等から 100m以上離せる場所がないこと。

(国道等沿いに、又は、国道等を挟んで反対側に、少し位置を移動すると 100 メートル以上離せるのであれば、困難とは言えないため。)

② 表示内容上、その場所へ設置しなければならない必然性があること。

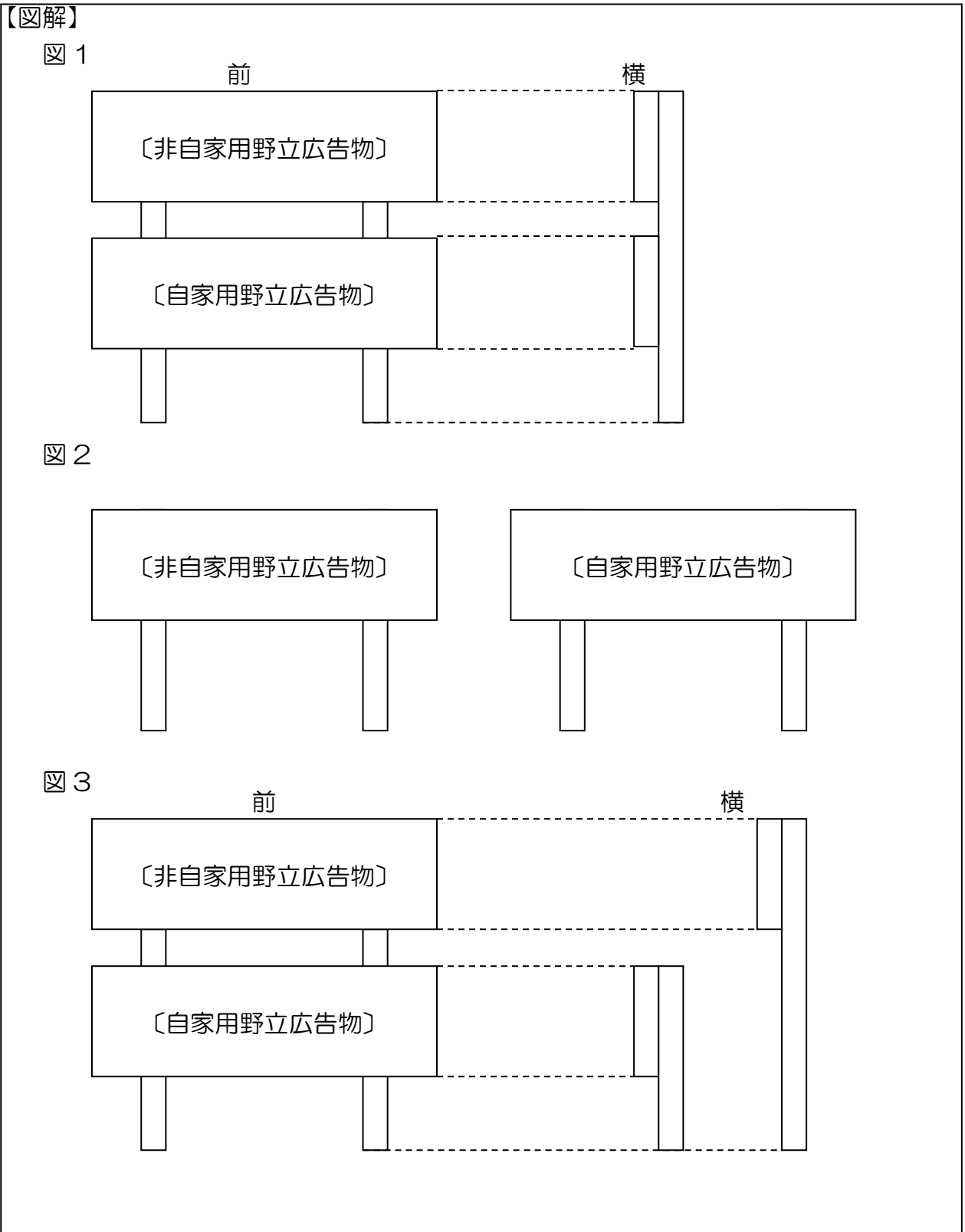
(国道等から 100 メートル以上離すことのできるまったく別の位置に設置しても表示内容との関係で支障がないのであれば、困難とは言えないため。)

①の例としては、山間地で、国道等の両側ともに切り立った崖地がしばらく続いている場合や、海岸沿いで、国道等が海と山でしばらく挟まれている場合などが考えられる。

②の例としては、特定の T 字路で左折しないと A 商店に行けない場合に、当該 T 字路で左折すべき旨の交通案内を表示した A 商店の看板を当該 T 字路付近に掲出する場合などが考えられる。

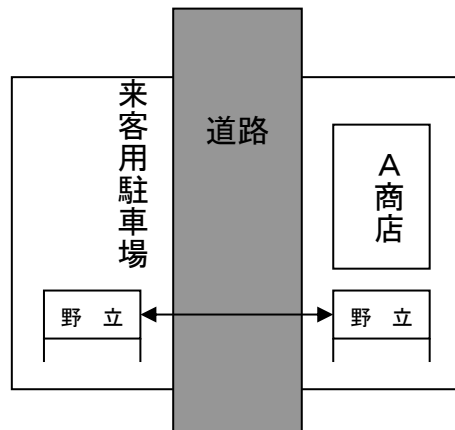
**〔問 51〕 非自家用野立広告物と自家用野立広告物が一体となった広告物について基準の適用はどのように行うのか。**

〔答〕 非自家用野立広告物と自家用野立広告物が足を共有している場合（下記【図解】図 1 参照）であっても、別個の野立広告物として取り扱い、非自家用及び自家用の部分ごとにそれぞれの基準を適用する。（つまり、図 2 や図 3 のような形態の野立広告物と同じ扱いになる。）



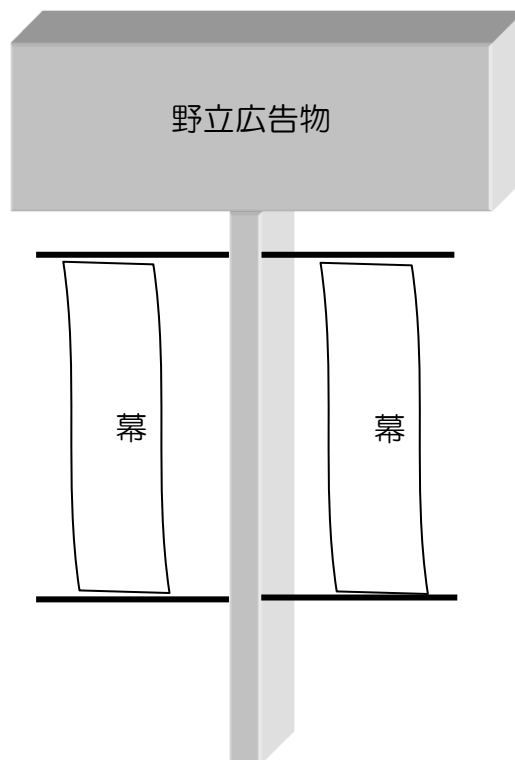


〔問 52〕 例えば道路を挟んでいるために複数の敷地を持っている店舗形態で、両方の敷地に自家用野立広告物を出す場合は、相互間距離をどのように考えるか。



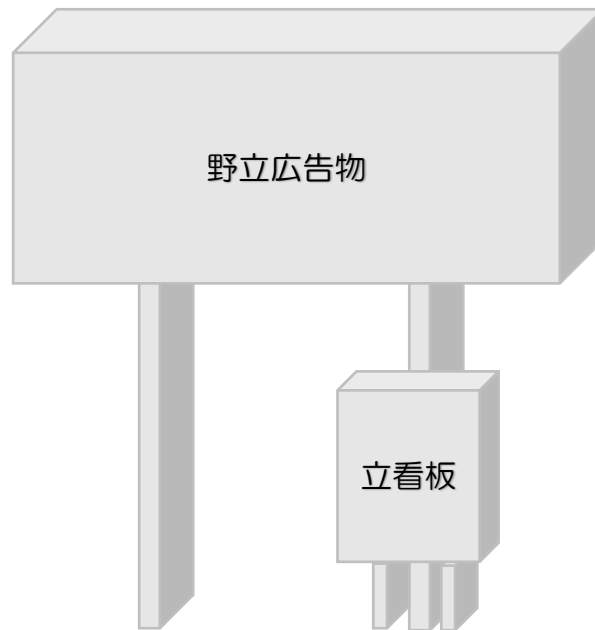
〔答〕 店舗敷地が複数に分かれている場合は、それぞれの敷地毎に基準を適用する。  
なお、野立広告物の内容は当該野立広告物を設置する敷地において提供できるサービスの内容でなければ自家用野立広告物とは認めない。よって、例えばA商店の来客用駐車場のみの敷地であれば「A商店」又は「A商店駐車場」とのみ記載されている場合を自家用であると判断する。

〔問 53〕 野立広告物に幕を取り付けた場合、基準をどう適用すべきか。野立広告物と広告幕それぞれの基準を適用すればよいか。



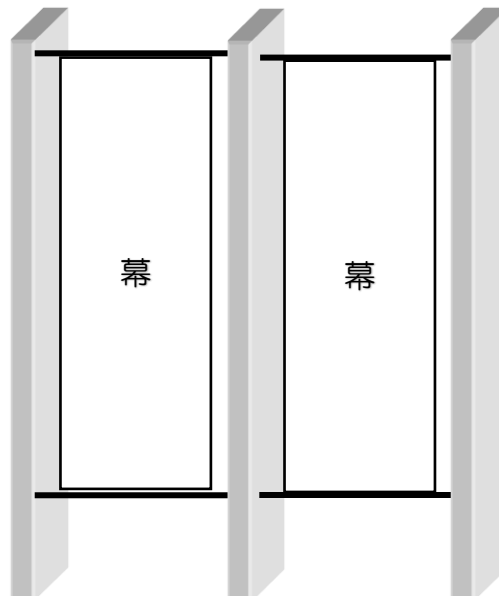
〔答〕 掲出物件としては野立広告物であるので、幕部分も野立広告物の一部分とみなし、総表示面積は野立広告物の基準（30㎡以内）を上限とする。

〔問 54〕 野立広告物に立看板をくくり付けることは問題ないのか。



〔答〕 認められない。安全性が担保できないため。

〔問 55〕 支柱によるガイドレール装置に広告幕を取り付けた場合、基準をどう適用すべきか。広告幕の基準を適用すればよいか。



〔答〕 野立広告物とみなし、総表示面積は野立広告物の基準（1面 15 m<sup>2</sup>以内、1基 30 m<sup>2</sup>以内）を上限とする。上記の場合、支柱を共有していることから野立広告物1物件とみなし、2つの広告幕の面積の合計が基準以内（1面 15 m<sup>2</sup>以内、1基 30 m<sup>2</sup>以内）にする必要がある。

〔問 56〕 既に自家用野立広告物が設置されている敷地に、非自家用野立広告物を設置する場合、相互間距離についてどう考えるのか。

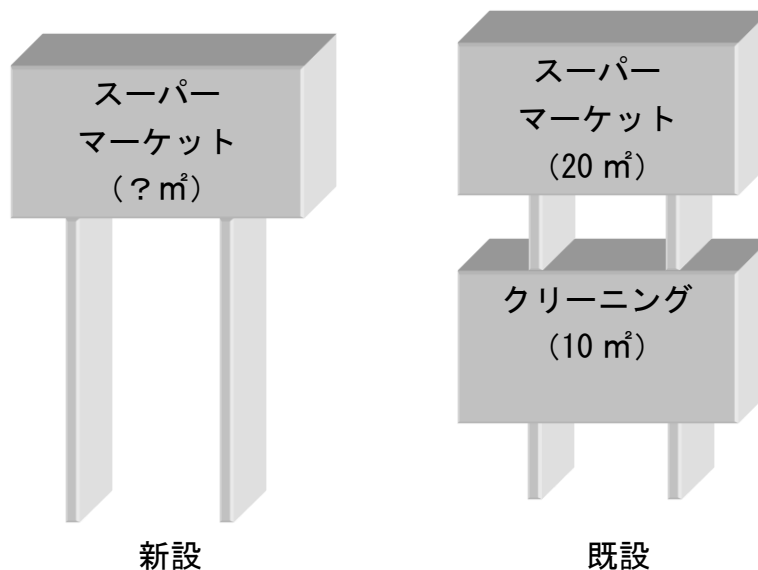
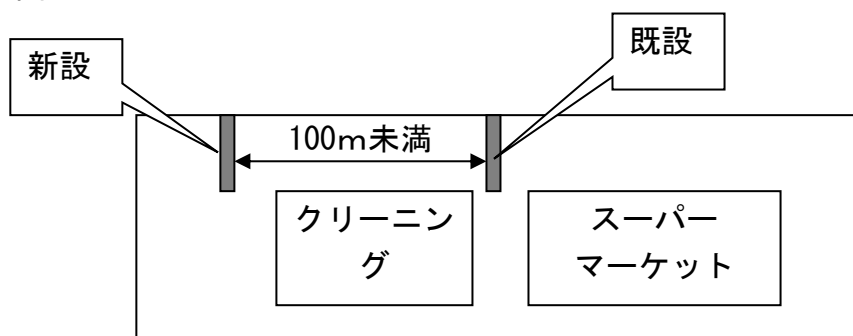
〔答〕 自家用野立広告物と、非自家用野立広告物の相互間距離は問わない。相互間距離の規定は、自家用野立広告物同士又は非自家用野立広告物同士の距離についてのものである。

〔問 57〕 1 基の自家用野立広告物（広告塔）に敷地を共同利用する 2 店舗がそれぞれ自家用広告物を表示する場合、それぞれに 30 m<sup>2</sup>以内（合計 60 m<sup>2</sup>以内）を表示できるか、それとも 2 店舗合計で 30 m<sup>2</sup>以内とするのか。

〔答〕 1 基の自家用野立広告物（広告塔）全体で 2 店舗合わせて 30 m<sup>2</sup>以内の表示が可能である。

〔問 58〕 2 店舗が 1 基の自家用野立広告物を共同で設置し、さらに同一敷地内で 100m 離れていない箇所にもう一方の店舗が単独で 1 基の自家用野立広告物を設置する場合の面積算定はどうするのか。

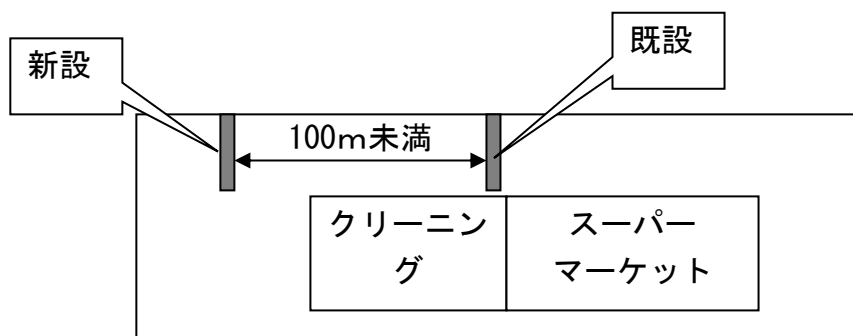
平面図



〔答〕 上記の例のようにスーパーマーケットとクリーニングが別々の建物であれば、新設のスーパーマーケットの自家用野立広告物は、 $10\text{m}^2$ 以内とする（相互間距離が $100\text{m}$ 未満なので、既設の自家用野立広告物のスーパーマーケットの表示 $20\text{m}^2$ と、新設の自家用野立広告物のスーパーマーケットの表示面積を合計して $30\text{m}^2$ 以内にする必要がある。）。

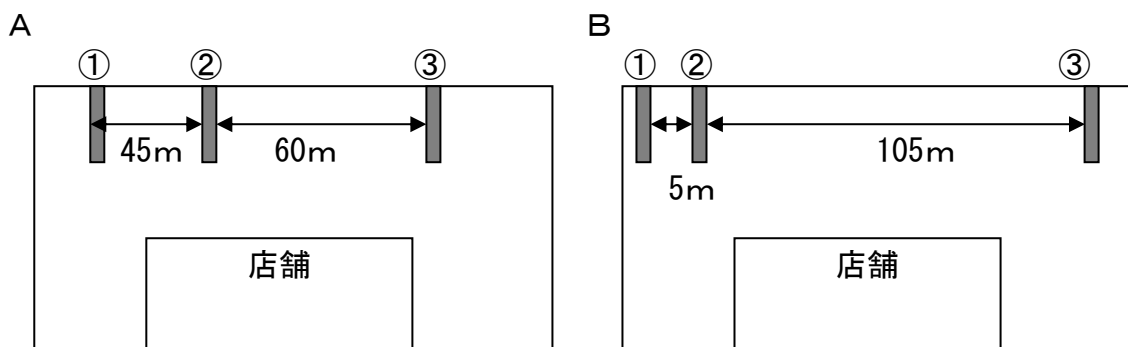
なお、下図のように建物を複数の店舗が利用している場合については

平面図



利用状況を問33にあてはめることになる。その結果、①お店、テナントごとに自家用広告物の基準が適用されるのであれば前述のとおり、②全体を一つの店舗として自家用広告物の基準が適用されるのであれば、既設で $30\text{m}^2$ あることから新設することはできない。

〔問 59〕 自家用野立広告物の相互間距離と面積の考え方について、下図のような場合、どのように取り扱うのか。

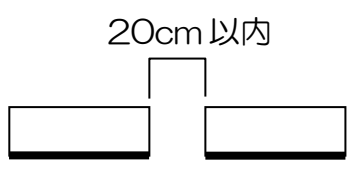
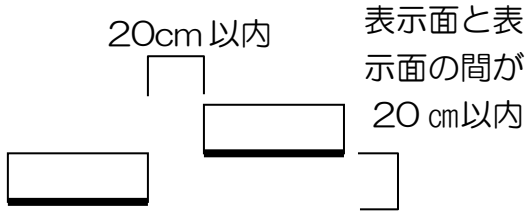
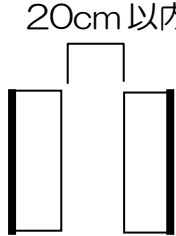
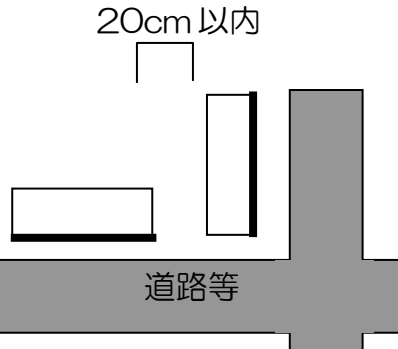
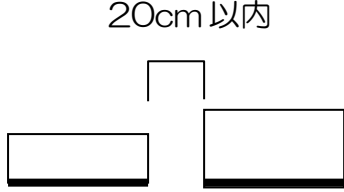


〔答〕 Aの場合、①と②、②と③の間が $100\text{m}$ 未満であるため、①②③の面積を合計 $30\text{m}^2$ 以内とする。

Bの場合、①と②の間が $100\text{m}$ 未満なので、①②の面積の合計を $30\text{m}^2$ 以内とし、③は①②と $100\text{m}$ 以上離れているので、別途 $30\text{m}^2$ 以内の面積のものを掲出できる。

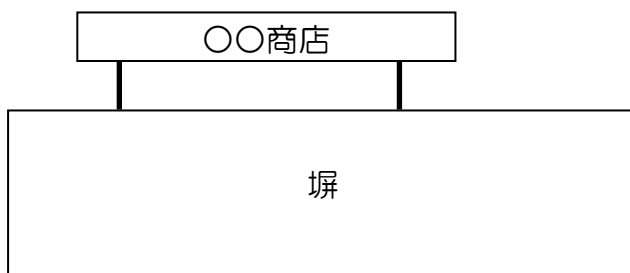
**〔問 60〕 複数の非自家用野立広告物が近接して許可できるのはどういう場合か。**

〔答〕 次の場合とする。

<p>例 1 → 許可：○</p>  <p>20cm 以内</p> <p>道路等</p>	<p>例 2 → 許可：○</p>  <p>20cm 以内</p> <p>表示面と表示面の間が 20 cm 以内</p> <p>道路等</p>
<p>例 3 → 許可：○</p>  <p>20cm 以内</p> <p>道路等</p>	<p>例 4 → 許可：○</p>  <p>20cm 以内</p> <p>道路等</p>
<p>例 5 → 許可：○ (厚さの差問わない)</p>  <p>20cm 以内</p> <p>道路等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 図はいずれも平面図</li> <li>• 太線部分が表示面</li> <li>• 表示面の合計 30 m<sup>2</sup>以内で、上端下端は揃っているものとする</li> </ul>

**〔問 61〕 塀の上に載っている広告板は何広告物に該当するのか。**

〔答〕 野立広告物として扱う。



○「建築物の屋根又は屋上に表示する広告物又は設置する掲出物件」(屋上広告物)関係

〔問 62〕屋上広告物については、広告物の高さが設置される建築物の高さの 2/3 以内とされている。図 1 の場合における「建築物の高さ」とはどこを指すか。

〔答〕 「建築物の高さ」とは、建築基準法による高さとする。すなわち、aの部分に建築物としての屋内的用途(居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納、吹き抜け等)がある場合はこの建築物の高さをh1とするが、建築物としての屋内的用途がない場合(架台、小屋裏等)はh2とする。

つまり、h1となる場合 広告物の高さ $\leq h1 \times 2/3 \rightarrow$ 許可

h2となる場合 広告物の高さ+aの部分の高さ $> h2 \times 2/3 \rightarrow$ 不許可

なお、この高さは建築物全体の高さの最高地点ではなく、設置される箇所の高さを言う(図2参照)。

また、3mを超えるような高低差・傾斜のある敷地の建築物である場合、高さの計測基点を平均地盤面とする。

図1

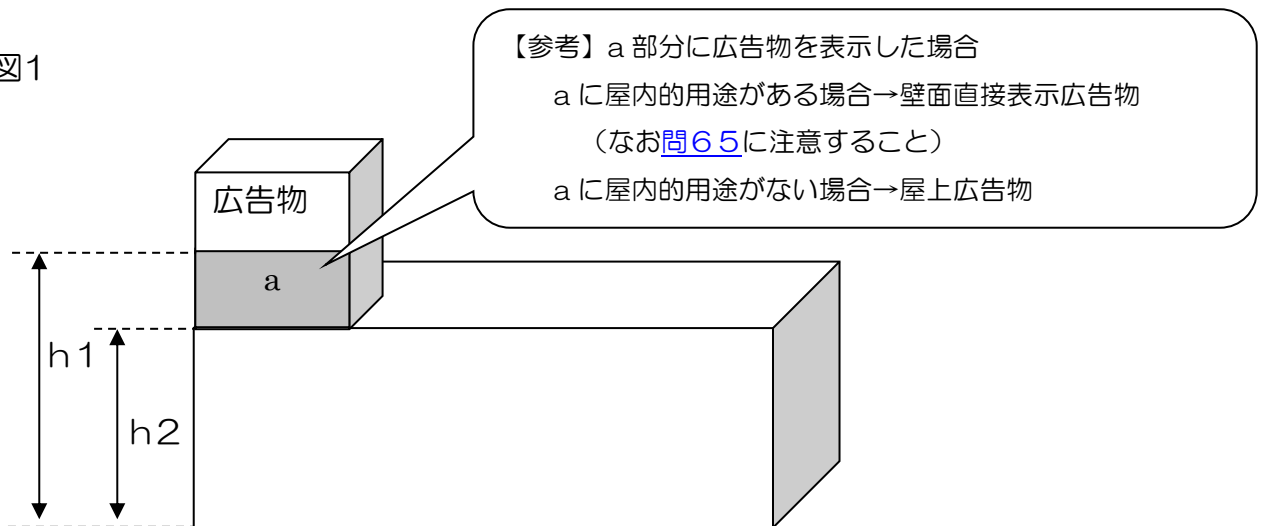
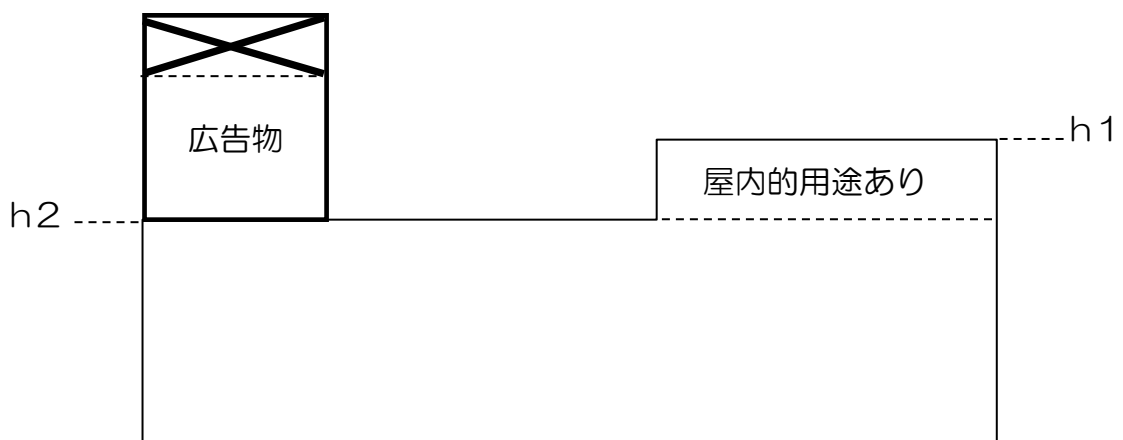
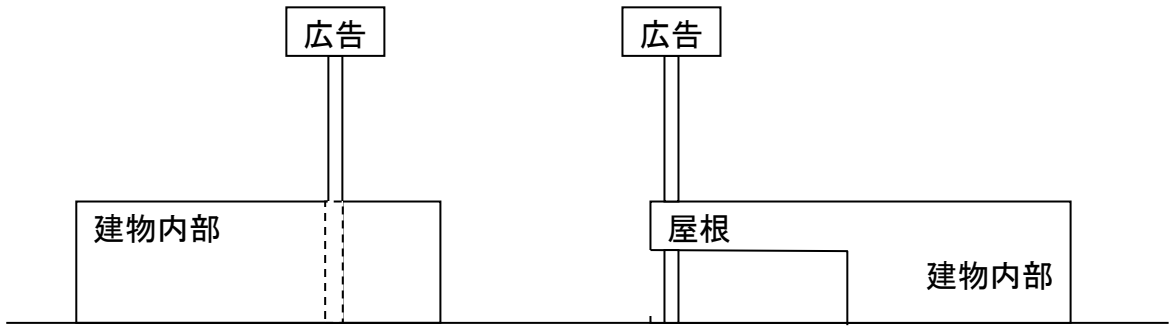


図2



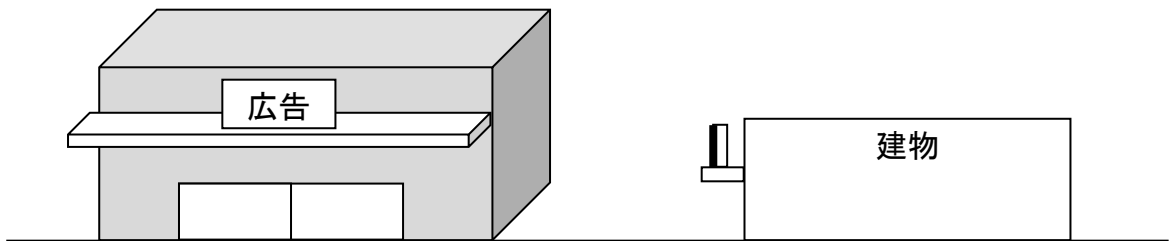
建築物の高さの最高点はh1だが、屋上広告物の許可の可否を判断する際の建築物の高さはh2となり、不許可(×の部分が高さ超過)。

〔問 63〕 屋根を突き抜けた形の広告物は屋上広告物か、野立広告物か。



〔答〕 屋根の上に表示又は設置されているものは屋上広告物とする。

〔問 64〕 庇の上の広告物は何広告物に該当するのか。



〔答〕 庇の上に表示又は設置されているものは屋上広告物とする。

〔問 65〕 広告物を表示するために、図1のように部分的あるいは必要以上にパラペット（胸壁）を立ち上げるものは、屋上広告物か、壁面直接表示広告物か。  
また、図2のように屋上広告物か壁面直接表示広告物か紛らわしい広告物をどう判断するのか。

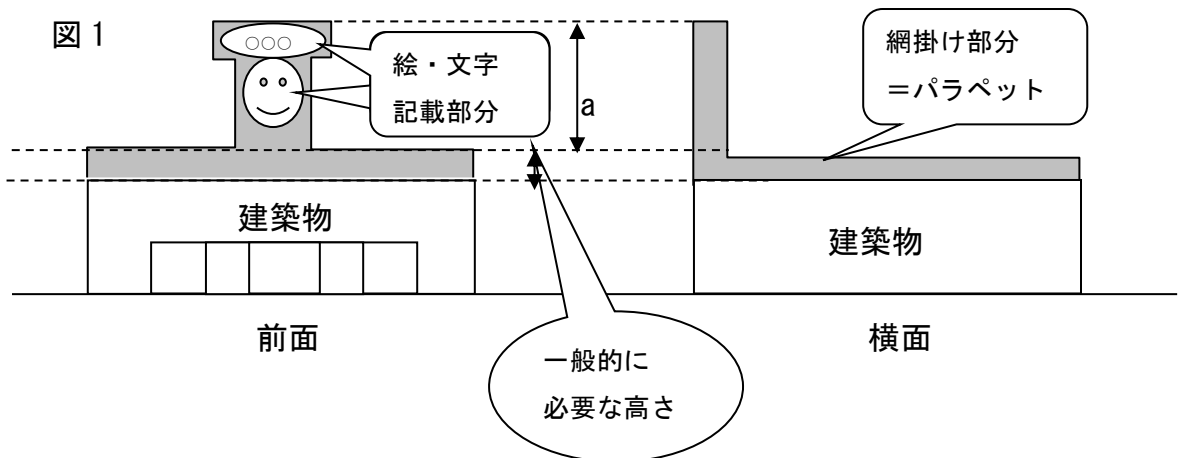
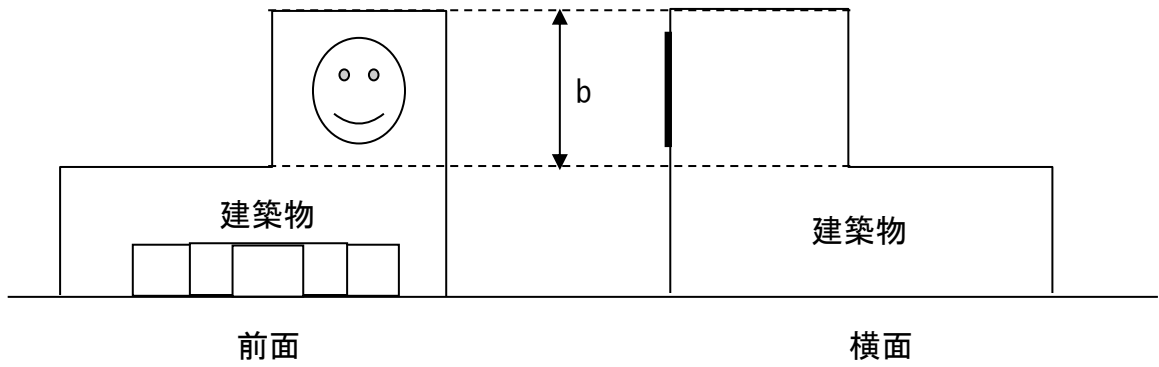
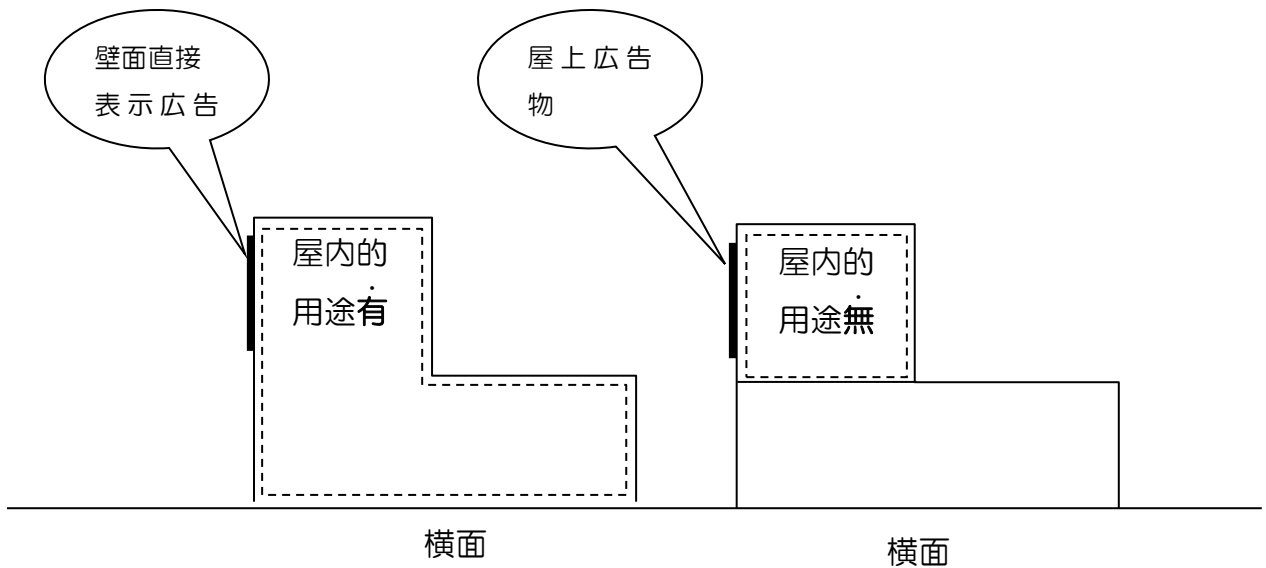


図 2



〔答〕 パラペットのように壁面を立ち上げてそこへ表示する広告物については、一般的に必要な高さまでのパラペット部分に表示するのであれば壁面直接表示広告物であるが、図1のa部分のように広告物を表示するために部分的にあるいは必要以上にパラペットを立ち上げて、そこに表示するものについては、屋上広告物として扱う。

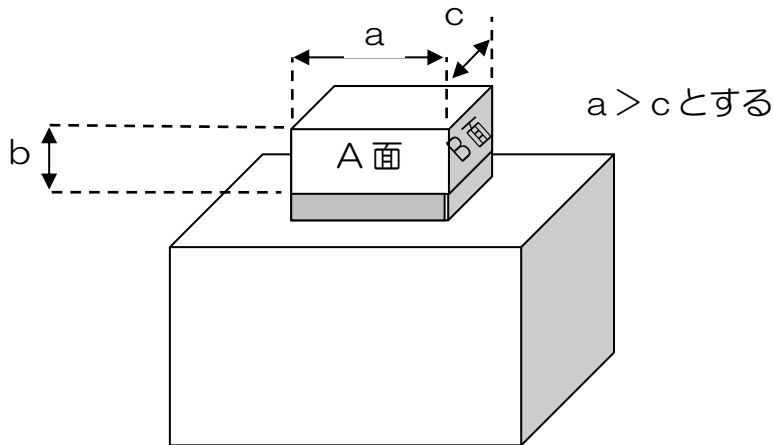
また、図2のb部分に広告物を表示する場合、b部分に屋内的用途（居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納、吹き抜け等）があれば壁面直接表示広告物として扱い、屋内的用途がなければ屋上広告物として扱う。





〔問 66〕 屋上広告物の基準「主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下」とされている。図ではどの面を指すのか。

〔答〕 A面が主たる面となる。また、縦の長さ（a）を横の長さ（b）で除した数値が1以下とは、 $b \div a \leq 1$ （ $a \geq b$ ）ということになる。



### ○「建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物」関係

〔問 67〕 壁面に直接表示する広告物とはどんなものか。

〔答〕 建築物の壁面に直接塗書きする広告物をもともとは想定している。

なお、直接塗書きするものと同視し得るもの（例として、シール状のもので建築物の壁面に密着するものや、金属板等をボルト等により建築物の壁面に堅固に緊結し容易に取り外せず、かつ、いわゆる壁面掲出広告物に該当しないものが考えられる。）も建築物の壁面に直接表示する広告物とみなすことができる。

一方で、金属板等をネジなど容易に取り外せるもので建築物の壁面等に取り付けてある場合は、はり札である。

〔問 68〕 直接塗装は広告「物」といえるか。

〔答〕 屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、工作物等に掲出され又は表示されたもの及びこれらに類するものをいい、必ずしも有体物でなくてもよく、直接塗装等も公衆に表示されるものであり屋外広告物法にいう広告物である。

〔問 69〕 一つの壁面に自家用と非自家用の壁面直接表示広告物が混在している場合、あわせて20㎡以内とするのか。

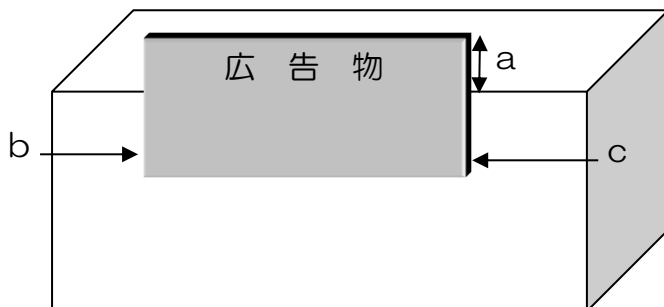
〔答〕 そのとおり。

**〔問 70〕 下図のような場合、建物の壁面に直接表示する壁面広告物か、屋上広告物か。**

〔答〕 壁面直接表示広告物と解してよい。

ただし、屋上にも表示されているので、屋上広告物の許可基準も満たす必要がある。

なお、広告物としては1つのものであり、屋上に表示される上半分と壁面に表示される下半分を分けて考えるものではない。



許可地域、壁面の面積が500㎡以内の場合

壁面直接表示広告物→上半分も含めた広告物の面積が、壁面の1/2以下かつ20㎡以内

屋上広告物→屋上に出ているaの高さが設置する建築物の高さの2/3以下、地表から広告物上端までが51m以下、建築物の壁面を超えて外側に突き出していない(※)

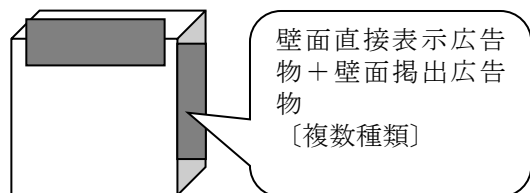
※ 広告物が壁面に密着して設置され、少なくとも広告物の側面（b・c方向）に広告の表示のないものは、構造上外側に突き出していないと考えると差し支えない。

（注）総量規制（問81参照）の適用について

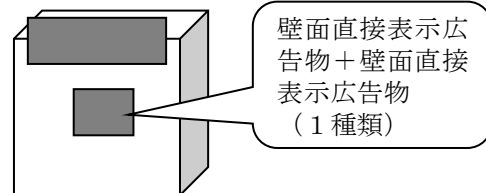
上の図のような壁面直接表示広告物が掲出され、さらに同一壁面に壁面直接表示広告物以外の種類の総量規制対象広告物（壁面掲出広告物、広告幕）が掲出される場合は、総量規制の規定が適用される。

一方で、同一壁面に壁面直接表示広告物が別に掲出される場合は、総量規制の規定は適用されない。（総量規制の規定は、同一壁面に、①広告幕、②屋上広告物、③直接表示広告物、④壁面掲出広告物のうち、複数種類の広告物が掲出される場合に適用される規定である。）

〔例〕



総量規制を適用する。



総量規制を適用しない。

※どちらの場合も、屋上広告物を追加して設置することはできない（屋上広告物は、1棟に1個まで）。追加したい場合は、壁面直接表示広告物を屋上に突き出ない形に改修する必要がある。

〔問 71〕 下図のような場合、塀に直接表示する壁面広告物か。

〔答〕 壁面直接表示広告物と解してよい。

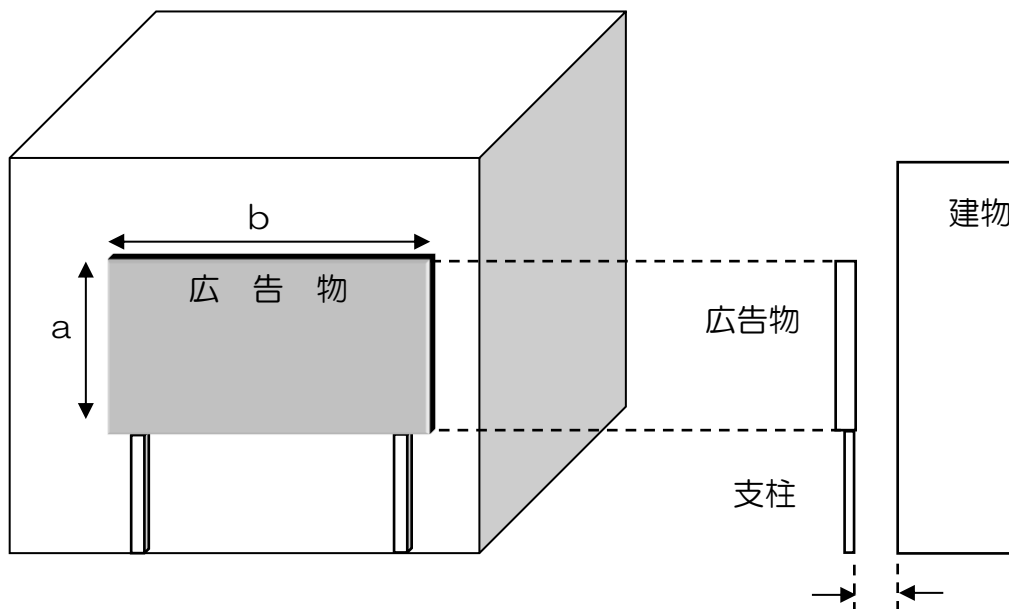
ただし、塀の上に載っている広告物に準じ、野立広告物の許可基準も満たす必要がある。



〔問 72〕 建物の壁面直接表示広告物のように見える野立広告物は、どのように考えるのか。

〔答〕 建築物等から0.5m以内に設置される野立広告物については、野立広告物に加えて、建物の壁面直接表示広告物としての許可基準も満たす必要がある。

(野立広告物の掲出位置により、屋上広告物、壁面掲出広告物に見える場合についても同様に扱う)



許可地域の場合

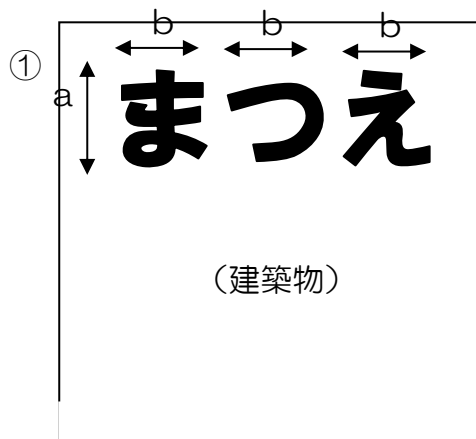
野立広告物→1面 15㎡以内

直接表示広告物→上半分も含めた広告物の面積が、壁面の1/2以下かつ20㎡以内、

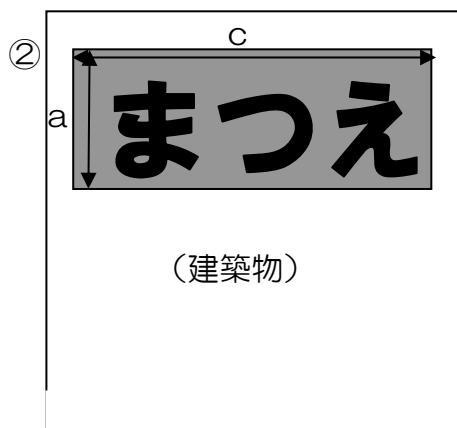
〔問 73〕 壁面直接表示広告物で、広告物の下地部分の色彩が他の壁面と異なるものは、その下地部分も含めて面積算定してよいか。

〔答〕 そのとおり。文字、商標等の周りの下地の色や材質がその他の壁面と異なるものは、文字、商標等の周りの部分を含めて広告と捉えることができるので、文字、商標等の部分だけでなく、下地部分を含めて面積算定する。

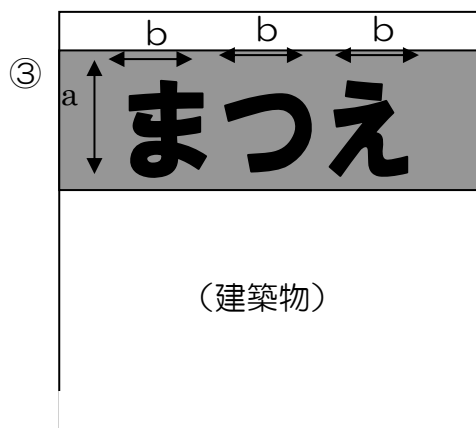
図



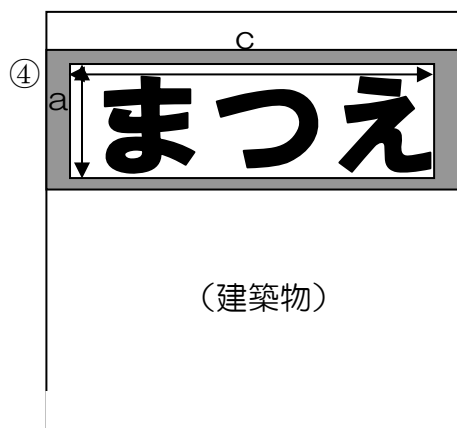
$$\text{面積} = (a \times b) \times 3$$



$$\text{面積} = a \times c$$



$$\text{面積} = (a \times b) \times 3$$

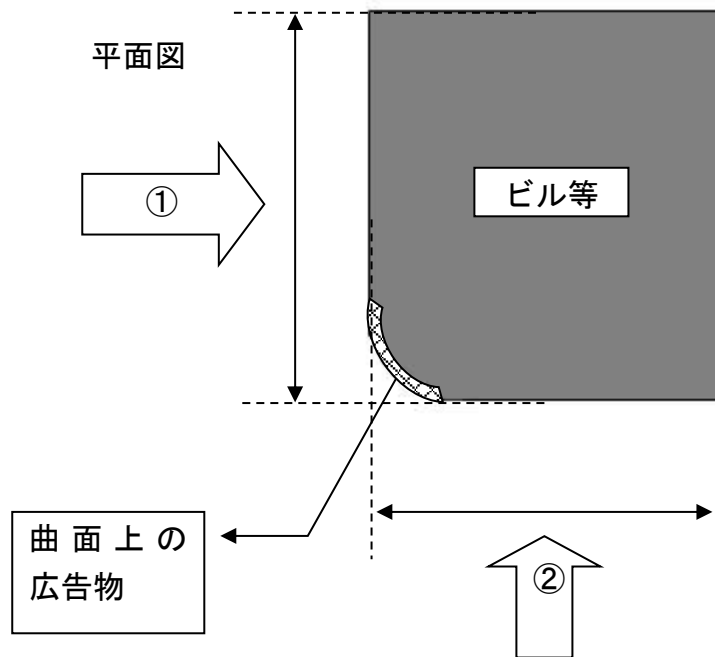



$$\text{面積} = a \times c$$

建築物全体で帯状に色彩を設けている場合、帯状部分は、屋外広告物ではなく建築物のデザインと判断し、③のように面積算定する。（例：コンビニエンスストアなど）

ただし、この場合にあっても、④のように下地部分の色を変えるなどして文字と一体的な広告効果を持たせているものは、その下地部分を含めて面積算定する。


〔問 74〕 下図のような曲面上の壁面直接表示広告物の表示面積の算定はどのように行うのか。(各壁面は 500 m<sup>2</sup>未満とする。)



〔答〕 弧の部分（の部分）については、表面積（弧の長さ×高さ）を算定し、①の面、②の面それぞれで、20 m<sup>2</sup>以内になるように規制する。  
 なお、①②の面の決め方については、問 82 を参照

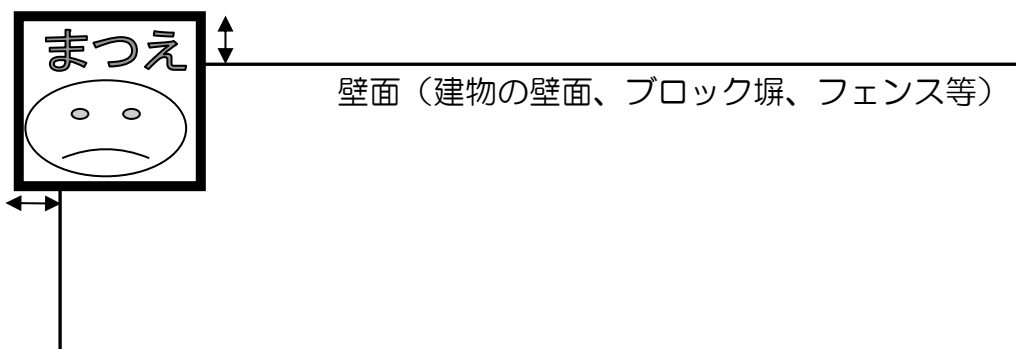
〔問 75〕 建築物の壁面からはみ出す壁面直接表示広告物はどのように扱うのか。

〔答〕 以下のとおり扱う。

凡例 …壁面直接表示の範囲

…壁面の外側に突き出している部分を示す矢印

①壁面を縦方向も横方向も突き出している場合

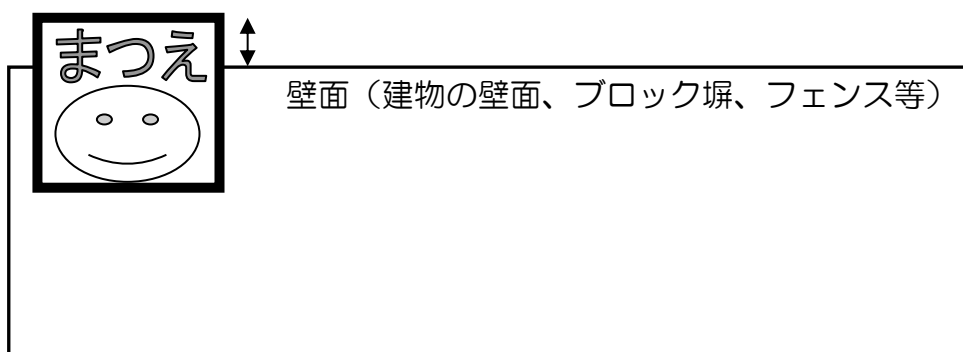


屋上広告物、壁面掲出広告物の基準を満たしていないので不許可

不許可の理由

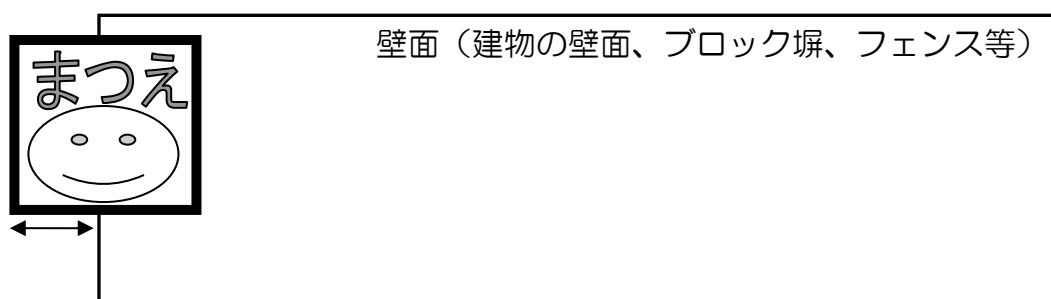
- ・壁面をこえて外側に突き出している（屋上広告物の基準に不適合）
- ・屋根（壁面上端）の高さをこえて上に突き出している。（壁面掲出広告物の基準に不適合）

②壁面を縦方向のみ突き出している場合



全体として壁面直接表示広告物と屋上広告物の両方の規定を満たせば許可

③壁面を横方向のみ突き出している場合

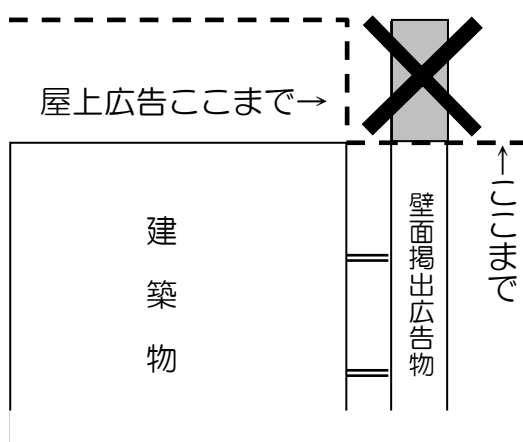


全体として壁面直接表示広告物と壁面掲出広告物の両方の規定を満たせば許可

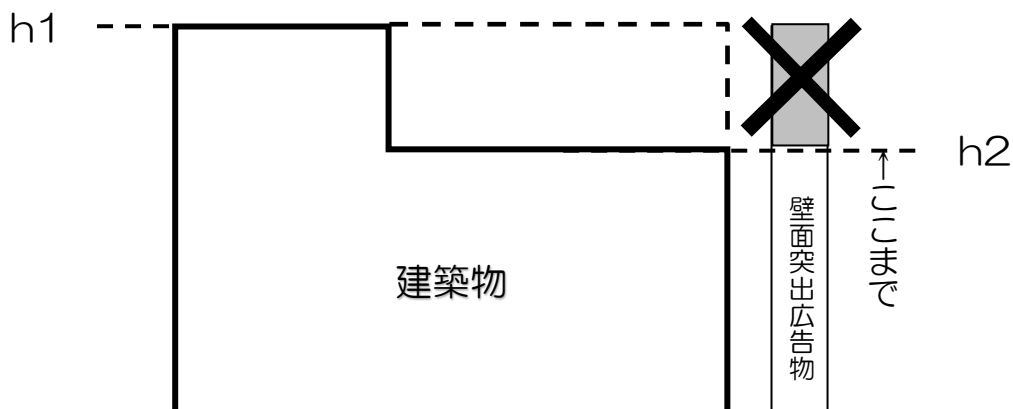
○「建築物の壁面に表示する広告物又は設置する掲出物件」（壁面掲出広告物）関係

〔問 76〕 壁面掲出広告物は屋根の高さよりも高く設置することが可能か。

〔答〕 壁面掲出広告物の許可基準に、「建築物の上端から突き出さないこと」としていることから、設置できない。

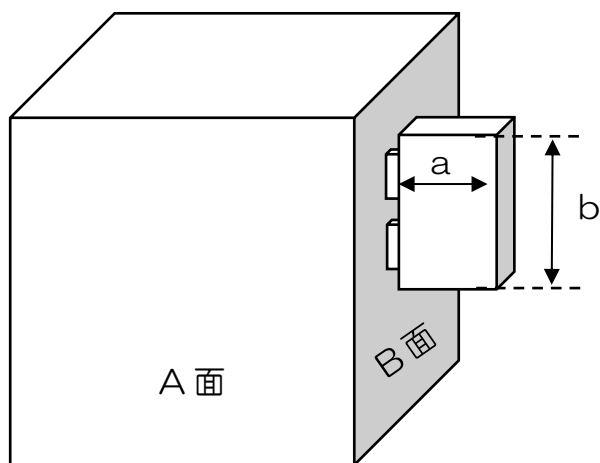


〔問 77〕 壁面掲出広告物については、建築物の上端から突き出さないこと。としている。図 1 の場合における「建築物の上端」とはどこを指すか。



建築物の上端の最高点はh1だが、壁面掲出広告物の許可の可否を判断する際の建築物の上端はh2となり、不許可（×の部分が高さ超過）。

〔問 78〕 壁面掲出広告物の「1 壁面あたり 20 m<sup>2</sup>以内」は、どの面に対して 20 m<sup>2</sup>以内なのか。



B 面に対して 20 m<sup>2</sup>以内となる

$$(a \times b) \times 2 \text{ 面} \leq 20 \text{ m}^2 \text{ (両面の場合)}$$

また、壁面掲出広告物が複数ある場合は、それらの合計面積を 20 m<sup>2</sup>以内にす  
る必要がある。

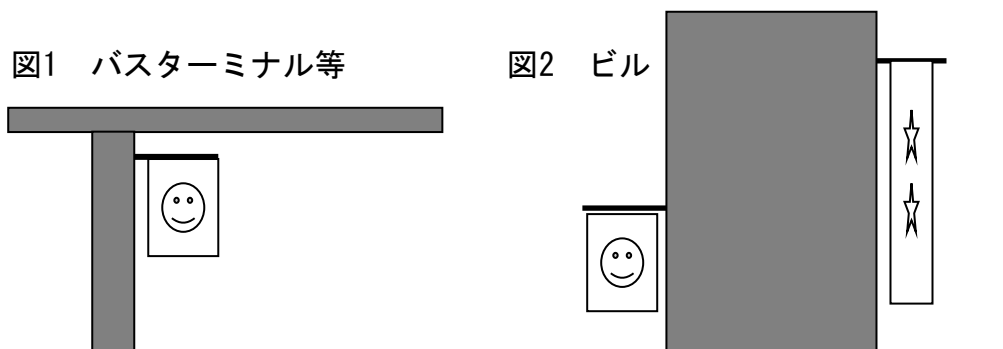
なお、他に広告幕、直接表示広告物や屋上広告物があり、問 81 の総量規制に  
あたるときは、総量規制として A 面に対して壁面掲出広告物の面積の制限が  
あり、この場合は  $a \times b$  の面積が対象となる。

〔問 79〕 暖簾（のれん）は広告幕に該当するか。

〔答〕 そのとおり。広告幕の規定を適用し、暖簾も含めて広告幕の合計が20㎡以内とすること。また、総量規制についても基準内とすること。

### ○旗及びのぼり

〔問 80〕 建物の外壁等から突き出した支柱を利用し、旗を吊り下げのような形での広告物があるが、旗及びのぼりに該当するか。



〔答〕 図1、2のような広告物は広告幕に該当する。ただし、公衆に対する安全上の支障がない設置方法であることが許可の条件である。



○総量規制について

〔問 81〕 総量規制とはどのようなものか。

〔答〕 総量規制には2種類あり、

- ・ 1敷地内に掲出できる広告物の面積の上限
- ・ 建物物の1壁面に表示している①広告幕、②屋上広告物、③直接表示広告物、④壁面掲出広告物の合計面積の上限

がある。

後者について、

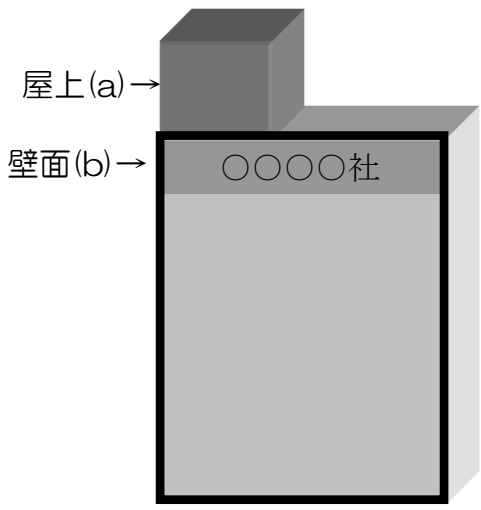
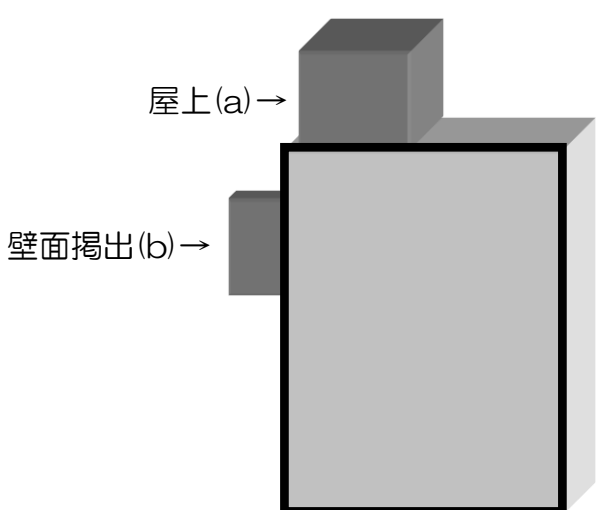
- ・ 屋上広告物
- ・ 壁面広告物(直接表示)
- ・ 壁面掲出(袖看板)
- ・ 広告幕

のうち、複数種類の広告物が同一面  
で表示されるもの

〔 単一種類の場合は当該広告物の  
許可基準による 〕

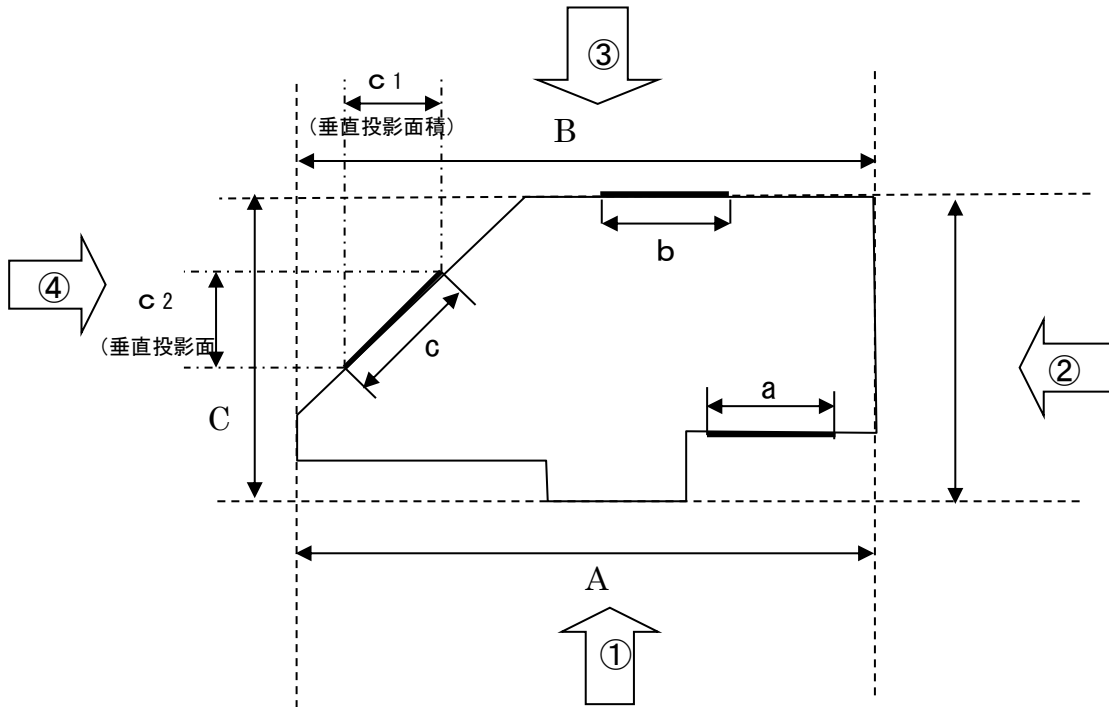
地域	基準
許可地域	1 壁面の 1/3 以内
国道 9 号沿線活用地区	1 壁面の 1/2 以内
松江駅周辺活用地区	1 壁面の 1/2 以内、かつ、120 m <sup>2</sup> 以内
北殿町惣門橋通り景観形成区域	1 壁面の 1/3 以内
大手前通り景観形成区域	1 壁面の 1/3 以内

以下、許可地域の例で示す（基準：1 壁面の 1/3 以内）

<p>例 1</p>  <p>屋上(a) →</p> <p>壁面(b) →</p> <p>(a)、(b)各々の基準を満たすこと + <math>a \text{ m}^2 + b \text{ m}^2 \leq \square \times 1/3</math> なら可</p>	<p>例 2</p>  <p>屋上(a) →</p> <p>壁面掲出(b) →</p> <p>(a)、(b)各々の基準を満たすこと + <math>a \text{ m}^2 + b \text{ m}^2 \leq \square \times 1/3</math> なら可</p>
---	--

※広告が(a)、(b)いずれか一方のみの場合は、(a)、(b)各々の基準を満たせば許可。

〔問 82〕 下記平面図のような建築物について、壁面直接表示広告物の表示面積をどのように算定するのか。



- 〔答〕 1 「1壁面につき」について  
 建物を方角（東西南北）に照らし、①②③④の4方向を決める  
 （上記のように建物が長方形でない場合は、建物の形状から決める。不明な場合は、お問い合わせください。）
- 2 「表示面積」について  
 広告物（上図の a、b、c）そのものの面積（見付面積）を算出する。（⇒  
 手数料算定基礎になる。）
- 3 個別面積規制に係る「表示面積の限度」の基礎数値となる「1面の面積」  
 の捉え方について  
 上記平面図のように建築物を①～④の4面と捉えた上で、各面について  
 以下のとおり算出し、規則への適否を判定する。

	「1面の面積」の算出方法
屋根又は壁面の2分の1以内	垂直投影面積の合計
1壁面 20 平方メートル以内 ※1	そのものの面積（見付面積）の合計
総量規制※2	垂直投影面積の合計

※1 1壁面 20 平方メートル以内：壁面積＜500㎡と仮定

※2 総量規制：同一壁面に複数種の広告物を掲出した場合は、広告物の表示面積の合計が当該壁面の3分の1以内（許可地域の場合）

①の面について

(1) 壁面の垂直投影面積 (A) を算出する。(以下は  $A < 500 \text{ m}^2$  と仮定)

(2) 「屋根又は壁面の 2 分の 1 以内」の判定

$$a \leq A \times 1/2$$

(3) 「20 平方メートル以内」の判定

$$a \leq 20 \text{ m}^2$$

②の面について

広告物なし

③の面について

(1) 壁面の垂直投影面積 (B) を算出する。(以下は  $B < 500 \text{ m}^2$  と仮定)

(2) 「屋根又は壁面の 2 分の 1 以内」の判定

$$b + c_1 \leq B \times 1/2$$

(3) 「20 平方メートル以内」の判定

$$b + c \leq 20 \text{ m}^2$$

④の面について

(1) 壁面の垂直投影面積 (C) を算出する。(以下は  $C < 500 \text{ m}^2$  と仮定)

(2) 「屋根又は壁面の 2 分の 1 以内」の判定

$$c_2 \leq C \times 1/2$$

(3) 「20 平方メートル以内」の判定

$$c \leq 20 \text{ m}^2$$

## ○その他

### 〔問 83〕 けばけばしい色彩が 1 表示面の 1/2 以下とはどういうことか。

〔答〕 景観における景観上重要な地域、景観計画重点区域や屋外広告物における禁止地域では、周辺景観に配慮し、地色が白・グレー等の広告物が望ましいとの考えから、その基準として、けばけばしい色彩が表示面積の 1/2 以下としている。

ただし、文字については、文字の部分がけばけばしい色彩に該当しても、地色が白・グレー等の場合、一般的に使用されるフォント（極端な太字でないなど）であれば、1 表示面の 1/2 以下として扱う。

### 〔問 84〕 展望保全区域内に事業所があり、広告物を表示したいが、全部の広告物について、けばけばしい色彩が 1 表示面の 1/2 以下にしないといけないのか。

〔答〕 対象の広告物の種類は①広告幕、②屋上広告物、③直接表示広告物であり、それ以外の広告物については対象外となる。

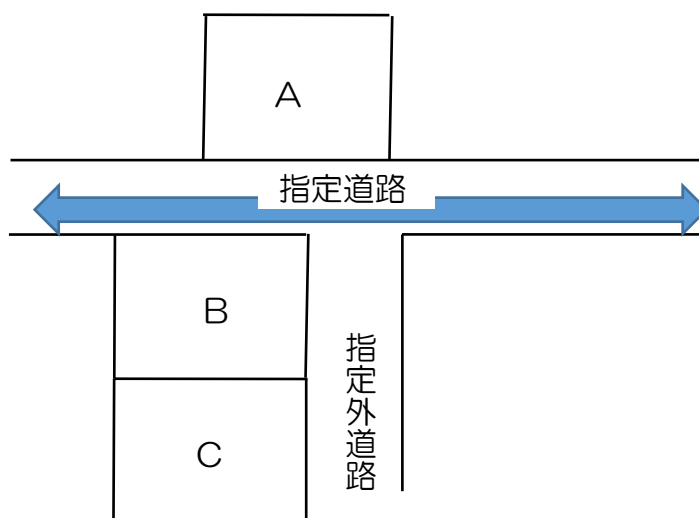
対象の広告物であっても、地形や人工物により展望地から不可視の場合、対象外となる。ただし、人工物がなくなり、展望地から見えるようになると対象となるので、けばけばしい色彩が 1 表示面の 1/2 以下にする必要がある。

〔問 85〕 展望保全区域内に事業所があり、展望地から屋上広告物の一部が見える。その場合、全部の面についてけばけばしい色彩が1表示面の1/2以下にしないといけないのか。

〔答〕 問のとおり不可視の場合は対象外なので、見えない面については色彩は問わない。屋上広告物の一部が見えるのであれば、屋上広告物の見える面についてのみ、けばけばしい色彩が1表示面の1/2以下にする必要がある。

〔問 86〕 どのような敷地が眺望空間保全区域の対象となるのか

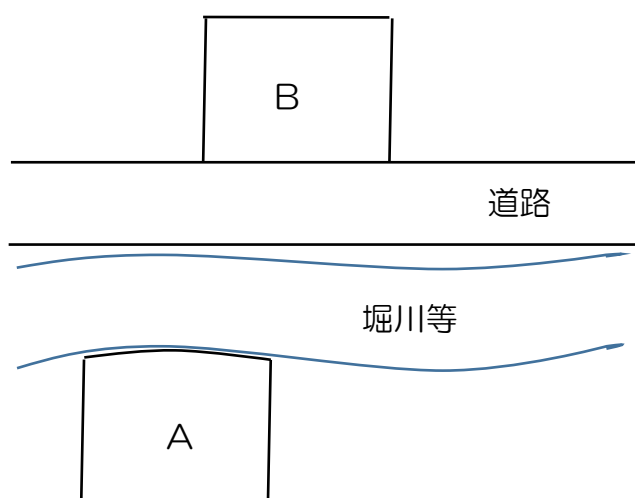
〔答〕 A、Bは指定道路に接している敷地のため対象。Cは対象外



〔問 87〕 どのような敷地が水辺景観保全区域の対象となるのか

〔答〕 A、Bどちらも対象となる。

(堀川等に接する敷地：A、堀川等に面する道路等に接する敷地：B)



〔問 88〕 「著しく」とはどういうことか。

〔答〕 「著しく」の判断は、一般的平均人が見て「著しく」と感ずるようになった場合を言うのであって、直接的には行政庁の判断するところとなる。

**〔問 89〕 管理者には資格が必要か。また、どのようなことが求められているか。**

〔答〕 許可広告物について、管理者を設置する必要がある（条例第 17 条）。また、管理者を置いたときは、遅滞なく、その旨を届け出る必要がある（条例第 18 条）。

広告物の上端が 4m を超えるものについては、次の資格を有する管理者を設置する必要がある。ただし、簡易広告物、建物等に直塗りの直接表示広告物、電柱の巻看板を除く。

- ① 屋外広告士
- ② 1 級建築士、2 級建築士
- ③ 屋外広告物点検技能講習修了者 等

また、管理者は、設置者等と同様、当該広告物に関し補修その他必要な管理を怠らないこと（条例第 16 条）。

**〔問 90〕 屋外広告物の許可申請を行い、許可を受けたが、設置前に都合により設置を中止した場合、どのような手続きをすべきか。**

〔答〕 明確な規定はないが、申請者は、除却届（様式第 15 号）の様式を使用して設置しない旨を提出し、後々のためにも許可した広告物が実際には設置しなかったということを明確化しておくべきであると考え。

**〔問 91〕 なぜ設置者等がした手続等を、新たな設置者がしたものとみなすのか。**

〔答〕 広告物の設置者等について変更があった場合、従前行われた手続の効力が失われたのでは、法律関係の安定性が害されることや、行政の実効性が損なわれることが理由である。

広告物等の設置者等について「変更があった場合」とは、通常は、他人の権利に基づいて当該権利を取得するという承継取得により変更があったような場合が多いであろうが、それだけに限られず、時効取得等の原始取得があった場合や、不法占有者等権利を取得していないが権利者の支配を排除して当該広告物を事実上支配下において当該広告物を管理する者と言い得る者が現れたような場合も含まれる。